

秋田県受動喫煙防止条例（仮称）に係る「受動喫煙防止対策推進に関する基本的な考え方」についての意見募集の結果について

秋田県受動喫煙防止条例（仮称）に係る「受動喫煙防止対策推進に関する基本的な考え方」について、県民の方々から御意見を募集した結果は次のとおりでした。

多数の御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいた御意見については条例の策定の参考とさせていただくほか、今後の施策の参考とさせていただきます。

- 1 意見募集の期間 平成30年12月21日（金）から平成31年1月21日（月）まで
- 2 意見提出の状況 (1) 意見書等の数 415通 (2) 具体的な意見の数 590件
- 3 お寄せいただいた御意見と県の考え方・対応

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
1	1	受動喫煙防止対策を積極的に推進していただきたく、条例の制定を要望する。	
2	1	基本的な考え方については、妥当な内容であり、質問や反対意見等はない。	
3	1	現状で実現可能な策を模索していただき感謝。特に「受動喫煙ゼロ」をはっきりうたったことに賛成。何より、教育、啓発が基本なので、学校関係に限らず、自治体の関わる市民学校、町会等も含めて受動喫煙ゼロをお願いする。また自治体の関わる行事においても徹底していただきたい。学校行事や町会事業等に、健康問題のために事業に参加できない事が多々ある。個人の権利を侵害している。	
4	1	現在の本県のような健康指標の状況を踏まえれば、健康寿命を延伸し、県民一人ひとりのQOLを良好な状態で維持していくためには、受動喫煙防止に向けた対策を推進・強化することは重要なことである。「受動喫煙ゼロ」を実現するためには、行政のみならず、県民や事業者の協力が不可欠であることから、最終的には県民のメリットにつながることに、十分な啓発活動を実施することを希望する。	
5	2	改正法の衆参の厚生労働委員の附帯決議で「FCTC枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと」などが盛り込まれたが、見直しの5年後まで、国民・県民の84%以上もの非喫煙者の受動喫煙の危害が放置され続ける。国際社会も国も改正法の5年後の見直しまでに、例外無き全面禁煙の方向に進んでいるだろう。秋田県にあっては、それを見越した先取りの条例制定をお願いする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいた御意見を踏まえ、条例の制定に向けて検討します。</li> <li>・条例による措置とあわせて、県民に対し、受動喫煙防止について啓発します。</li> </ul>
6	1	基本的な考え方について賛成する。県が目指す健康寿命日本一に向けて、喫煙に関する対策は不可避であり、特に望まない受動喫煙については、行政による規制が必要だと考える。施設類型別の取組方針についても概ね賛成である。飲食店の客席面積は100㎡以下よりも小さい面積でも良いのではないかと考えるが、対策には一定のコストもかかるため、妥当な範囲である。違反した場合には、最低限、指導の方法を定めておく必要がある。	
7	1	基本的な考え方の3ページに示される内容は、秋田県が抱える顕著な問題として県民が認識するところであり、趣旨からも「受動喫煙ゼロ」「健康寿命日本一」を目指すのであれば、秋田県では、改正法に沿うだけではなく、兵庫県のように一歩進んだ取組をすべきであり、より良心ある判断と具体的な取組、条例等の制定を求めたい。	
8	1	小児科医である。受動喫煙によるぜん息発作や気管支炎、中耳炎の子どもを診察している。子どもだけでなく、成人も受動喫煙によって健康障害が引き起こされる。これは世界的な常識である。東京都は受動喫煙防止条例や子どもを受動喫煙から守る条例を策定しているが、秋田県の人々もたばこの被害から守られるべきである。健康寿命を延ばすには、若い人の喫煙開始を防ぐこと、公共施設だけでなく人の出入りする場所はすべて禁煙にすべきである。飲食店はもちろんである。煙があると、旅行で県内の飲食店に入るの命がけになってしまう。喫煙者はニコチン依存という病気なので、他人の健康などを考える人が少ない現実では、県民の命を守るために禁煙場所を増やし、守らせることである。加害者である喫煙者やたばこ販売者に忖度するのは行政のやることではない。他者危害の片棒を担ぐような行政は終わりにしましょう。	
9	1	この条例制定により、全面禁煙の飲食店も飛躍的に増え、全国トップとなることが期待される。ただ、趣旨に「健康寿命日本一の達成を目指し～望まない受動喫煙に曝されない環境を作るものです。」とあるが、「望まない」という表現は、公衆衛生及び医科学の観点からして正しくない、間違った認識、表現である。受動喫煙の危害は受けている全ての人々が被っている。「望む」人はなく、たとえご本人が構わない、意識しないとしても、子ども、胎児など意思表示が出来ない人も含めて害を及ぼしている。改正法の第25条等に「望まない」の表現はあるが、受動喫煙は「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。」と定義され、本基本的な考え方にも明記されている。客観的、科学的な定義であり、あえて「望まない」受動喫煙と冠をかぶせるのは受動喫煙の危害を覆い隠し、過小評価することになり、その根絶にブレーキをかけることになる。改正法の不合理な「望まない」文言に引きずられる必要はなく、入れる必要も全くない。「年間15000人が受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている」と明記されており、この重い事実から目をそらさず、県民の健康増進に責務のあるお立場からして、「望まない」の削除をお願いする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいた御意見を踏まえ、「望まない」を削除します。</li> </ul>

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
10	1	受動喫煙でリスクが高まる病気と年間死亡推計値の提示のみでなく、「①たばこが原因で2014年度に104万人ががんや脳卒中、心筋梗塞などの病気になり、医療費は1.5兆円、このうち受動喫煙では、3,200億円の医療費が掛かり増しになっている。」との現状認識が、健康影響という観点からは冒頭の部分で必要ではないか。「①喫煙、受動喫煙による健康影響について」と変更した方が良いのではないか。	・本条例は、受動喫煙の防止を目的とすることから、主に受動喫煙による健康影響の啓発を行うことを「県の責務」として明記し、県の取組として、県民への啓発を行ってまいります。 ・また、喫煙、受動喫煙が健康に及ぼす影響について、理解を深めることを求めてまいります。
11	1	受動喫煙防止施策が成功するためには、喫煙による健康の悪影響を関係者が十分理解する必要がある。県、市町村、事業者の責務として、「喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、啓発、教育等を行い、理解促進に努める」との文言を加えるべき。(保護者の責務として加えても良いかもしれない)。この考え方で条例が成立すれば、東京都条例より厳しいものになり、期待している。がん死亡率、健康寿命等の現状を見ると県として当然やるべき施策と考える。	
12	23	教育施設・行政や医療機関・社会福祉施設の敷地内禁煙(喫煙場所設置不可)、駅・空港等の屋内禁煙(喫煙専用室設置不可)が明記されている点はとても良いことかと思う。	
13	1	教育施設、行政や医療機関、社会福祉施設の敷地内禁煙(喫煙場所設置不可)、駅、空港等の屋内禁煙(喫煙専用室設置不可)、禁煙飲食店の義務づけ、加熱式たばこもたばこと同じ扱いで、願います。加熱式たばこも受動喫煙を引き起こす。県民の命を守る一番効果的で費用がかからず、確実な政策である。	・いただいた御意見を踏まえ、条例の制定に向けて検討します。
14	1	大学、行政施設、福祉施設にも屋外喫煙所の設置を認めない敷地内禁煙としたことは、現実の動きに沿ったものであり、実現を強く望む。すでに、敷地内禁煙を実施している大学や自治体が増えてきており、屋外喫煙所の設置を認めれば現実より逆行させることになる。	
15	1	敷地内禁煙(喫煙場所設置不可)の施設は、すでに敷地内禁煙になっているのは仕方がないが、現在相応の理由があつての敷地内設置施設まで、半強制的に敷地内禁煙とするのは無理と考える。高等学校までの教育機関はともかく、それ以外の施設は屋外の喫煙場所設置を認める同法と同様にすべきである。	・特に、未成年者を受動喫煙の害から守るためには敷地内禁煙(喫煙場所設置不可)が最も望ましい対策であると考えておりますが、施設区分ごとに利用形態を考慮し、検討します。
16	1	敷地内禁煙施設から逃れて「隠れ喫煙」する者の対策について、現在すでに敷地内禁煙が実施されている施設では、その関係者が周辺の公道に逃れて「敷地外喫煙」し、部外者である通行人や近隣住民が受動喫煙させられている場面が散見される。そのことについて、施設側が対策を本気でしているようには見えない。これでは、「敷地内で受動喫煙がなくなりさえすれば、部外者が受動喫煙させられても構わない」としているのと同然であり、理解に苦しむ。今回の考え方を見ても、この点については現状と変わらないと受け取れる。そればかりか敷地内禁煙を新たに始める施設等が増えれば、全体としては、敷地外喫煙による受動喫煙が増える恐れさえある。敷地外に逃れて喫煙させないための確実な対策が必要ではないか。検討していただきたい。	・「屋外であっても特に配慮が必要な区域」について、喫煙をする際は受動喫煙を生じさせないよう配慮することを求めることを検討します。 ・また、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせない場所とするよう配慮を求めることを検討します。
17	1	受動喫煙防止対策の推進に賛成する。改正健康増進法の第一種施設は、敷地内禁煙(屋外の喫煙コーナーの設置不可)に加え、周辺道路の禁煙化も盛り込んでください。	
18	1	施設等の措置で、特に受動喫煙に配慮しなければならない有病者や妊産婦等、健康影響が大きい者に対応、会話などを行うため、敷地内禁煙だけではなく、就業時間及び休憩時間を含む、禁煙の処置が必要不可欠である。なお、休憩時間も禁煙が必要であることは、喫煙後も喫煙者の呼気や衣服、毛髪等から有害物質が検出され、有病者や妊産婦等、健康影響が大きい者の害になるためである。(喫煙後の呼気は45分以上有害物質が検出される)	・事業者の責務として、利用者及び従業員の受動喫煙防止のための環境整備に努めることとしております。
19	1	改正法では、第1種施設(国及び地方公共団体の行政機関の庁舎)と第2種施設等に分けた考え方をしている。県条例の考え方は、行政機関を喫煙場所設置不可の敷地内禁煙としているが、市が所有する多種多様な施設には、例えば温泉施設や公民館等の宿泊施設や飲食、喫煙可能な施設がある。それらの施設に関しては、利用者の理解を得るのが難しいと思われる。行政機関はすべて一律な対応ではなく、使用目的に配慮した取扱いが出来るような内容が望ましい。	・行政機関については、改正法と同様に「庁舎」を対象と考えています。 ・その他の施設については、改正法における措置を進めます。
20	1	数メートル離れた所を通る人に嫌煙権云々と言われたことがあった。煙が嫌いな人がいることは認める。しかし、一方でたばこは販売されており、たばこ栽培も実施されている。自治体に還元されている事実もある。長年喫煙してきた者としては選択の自由ということもあり、分煙という対応がいいと思う。指定場所での喫煙が定着してきている状況であり、敷地内禁煙という厳しいものではなく、喫煙場所を設けることを可とする対応を望む。	・法律及び条例は、受動喫煙を生じさせない場所を明確にするものです。 ・受動喫煙により健康を損なうおそれが高い未成年者や妊婦、患者が主たる利用者である施設区分を選定して、「敷地内禁煙」としています。

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
21	1	対象となる施設と措置に、大学が含まれているのが非常に良い。大学が敷地内禁煙となることにより、喫煙を開始する者が減り、喫煙者が少なくなれば、その分受動喫煙も減ることが期待できる。また、裁判所、議会も対象に含められたい。当然に健康弱者も利用する施設だ。裁判を受ける権利、政治に参加する権利は誰にだってある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙により健康を損なうおそれが高い未成年者や妊婦、患者が主たる利用者である施設区分を選定して、「敷地内禁煙」としています。</li> <li>・その他の施設については改正法における措置を進めます。</li> </ul>
22	1	議員個人は難しい面があるが、議会場建物と空気は市民のモノである。議会場でも、受動喫煙ゼロを目指してください。また、議員も県民である。県のために働いてくださる人の健康を守るのは県民の務めでしょう。議会場でも受動喫煙のないようにすべきである。	
23	1	喫煙所の屋内設置不可については、逆に屋外に喫煙所を設ければ良いと解釈されてしまうため、反対である。(コンビニなど)屋内禁煙というものの玄関先など必ず通らなければならない場所に喫煙所を設置している事例があるので、敷地内禁煙とするべきである。	
24	1	社会福祉施設が敷地内禁煙(喫煙場所設置不可)となっている。高齢者施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等)では、敷地内禁煙となれば敷地外の喫煙所に行くまでの入居者の転倒の危険性(特に冬場)、あるいは喫煙所まで行かずに隠れて敷地内での喫煙の可能性、それによる高齢者による火の不始末の危険性がいずれも高くなる。職員の見守りにも限界があり、そういったリスク回避のために、職員の目が行き届くように、「原則屋内禁煙」で、屋内は禁煙だが、屋内喫煙所では喫煙できるようにしていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法において、第一種施設は「原則敷地内禁煙」とされており、社会福祉施設のうち、介護保健施設及び介護医療院が該当し、この区分で県条例を検討しています。</li> </ul>
25	1	喫煙専用室について、いわゆる分煙ということになるが、WHOや厚生労働省からも分煙は意味がないと発表されており、「受動喫煙ゼロ」を目指すのであれば容認すべきではない。国が認める一定要件とあるが、「分煙」は日本にしかない言葉であり、WHOの発表など世界水準に合わせるほうが「受動喫煙ゼロ」を目指す県としてあるべき姿である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙防止のためには、喫煙専用室を設置しないことが有効であると考えますが、県条例においては、特に対策が必要な施設等を敷地内禁煙とした上で、改正法において第二種施設として「屋内禁煙(喫煙専用室設置可)」となる施設については、駅、空港等のほかは、現状では「屋内禁煙(喫煙専用室設置可)」と考えています。</li> </ul>
26	2	喫煙専用室設置可では、煙は必ず漏れ出るので、屋内は全面禁煙とすべき。	
27	1	原則屋内禁煙(喫煙専用室設置可)は、屋内禁煙に変更されたい。喫煙専用室であろうと、煙は出入りに際し、必ず漏れる。	
28	23	飲食店を「原則屋内禁煙(喫煙専用室設置可)」としているが、喫煙専用室設置可では人の出入りなどで煙は必ず漏れ出るので、屋内は全面禁煙とすべきある。受動喫煙の危害を抜本的に改善するためには、「喫煙専用室」に比べ設備費やメンテナンス費用などは皆無で、スペースもいらず、かつ煙の漏れはないので健康的であり、はるかに経済的でエコでもある。	
29	1	喫煙専用室設置可では、受動喫煙を防ぐことはできない。よって完全禁煙とすべきである。喫煙専用室には、三種換気を義務づけするのか。喫煙専用室から出てきた人にまわりついている臭気はどうするのか。喫煙者の呼気に含まれる有害物質についてはどのようにするのか。喫煙専用室ということは、そこでは飲食ができないということか。飲食店に入ったのに飲食できないのは意味不明になるし、飲食の途中に喫煙専用室に出たり入ったりすると、副流煙が禁煙側に流れ出す。誰の得にもならないのだから、飲食店も例外なしの屋内禁煙とするべきである。	
30	2	「従業員を使用しない場合」は、東京都や千葉市の受動喫煙防止条例と同様で先進的で評価はできますが、3年程度の猶予期間は「禁煙の努力義務」を課し、その後は禁煙義務化を定め、順次、客及び個人経営者の健康を守ることに踏み込んでください。山形県受動喫煙防止条例では、小規模店には「自主性に任せる」こととなっているが、当分の間以後は禁煙義務規定が望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法において第二種施設として「屋内禁煙(喫煙専用室設置可)」とされる施設については、現状では「屋内禁煙(喫煙専用室設置可)」が適当であると考えており、県条例では、改正法の経過措置が適用される飲食店で「従業員がいる場合」の措置について検討しています。</li> </ul>
31	2	従業員を使用しない小規模店も、3年程度の猶予期間は「禁煙の努力義務」とし、その後は禁煙義務化を定め、また、禁煙化改装費の助成を設ける。	
32	1	基本的な考え方にある、従業員を雇用する飲食店は全て禁煙とする点については、妥協することなく実現していただきたい。	
33	1	小規模飲食店での喫煙を容認すると、上司や取引先に連れて行かれる若者や部下が受動喫煙に曝露される。既存であっても、小規模飲食店の禁煙化を促すようお願いする。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
34	1	屋内に喫煙専用室を残した場合、清掃業者に職業的な受動喫煙が発生する。空港やJRの駅の喫煙室の撤廃に大賛成である。喫煙した直後の人が、指定席の隣に強烈なたばこ臭で座られた場合、逃げようがない。この内容を盛り込んでいる条例は他にないので先がけとさせていただきます。	・いただいた御意見を踏まえ、条例の制定に向けて検討します。
35	1	飲食店の屋内禁煙に賛成である。不特定多数の者が利用する施設については、駅・空港等の公共施設に限らず、ボウリング場やショッピングセンターなどの民間施設であっても屋内禁煙にするべきだと考える。しかしながら、屋外であっても例えば秋田空港の出入口に喫煙場があり、出入りする際に受動喫煙を強いられることが多いので、屋外で喫煙されるよりも、屋内にしっかり区画した喫煙場所を設置してもらった方が良く思う。	・屋外喫煙所の設置場所については、受動喫煙を生じさせない場所とするよう配慮を求めることを検討します。
36	1	駅、空港等が屋内禁煙なのは非常に良い。屋外に喫煙所を設ける場合であっても、動線から十分に距離を取るよう義務づけすべきである。	
37	1	対象となる施設の類型と受動喫煙防止の措置について、体育館、グラウンド（テニスコートなど含む）、プールなども未成年者の利用が多いため、ぜひ追加していただきたい。また、コンビニエンスストア、スーパー、遊技場（ボウリング場など）なども、未成年者の利用が多いため、ぜひ、規制の対象に追加していただきたい。	
38	1	措置①未成年者、公共性、有病者等利用施設について、すべて喫煙場所設置不可としたこと、措置②飲食店で従業員を使用する場合は「屋内禁煙」について、ぜひ、条例に組み入れを！措置③駅、空港等屋内禁煙に賛成、加えて「等」には、ホテルロビー、バス停留所、タクシー待合場所等含まれるものとしてもらいたい。	・県条例においては、特に対策が必要な施設における措置を規定することを考えており、その他の施設等については、改正法における措置を進めます。
39	1	飲食店に対してとるべき措置のうち、すべての飲食店において、喫煙可能、禁煙、喫煙室設置等の標識を掲示すること、について、早めに強力で推進していただくことを希望する。また、パチンコ店等の遊技場における対策は出ていないが、難しいかとは思いますが、緩やかにでも対策を講ずる必要があるのではないか。	
40	1	バス停で路上喫煙する人が多く、普段から受動喫煙状態にあるため、バス停についても禁煙すべきだし、県の考えとして明記してほしい。	
41	23	歩きたばこ・路上喫煙の禁止、また、通路際の灰皿設置禁止を盛り込んでください。受動喫煙の危害対策上不可欠である。	
42	1	屋外施設の禁煙、路上喫煙禁止、通路際の灰皿設置禁止なども。	
43	1	角館の桜祭りの際に、トイレの横に喫煙所が設置されていた。子どもをトイレに連れていくたびに、たばこの煙に悩まされていた。よって「受動喫煙が生じないよう配慮すること」などと、生ぬるいことをするのではなく、イベント中は会場内は禁煙としなければ意味がない。多少距離があっても、煙の影響は免れない。	
44	1	屋外の受動喫煙にも配慮いただきたい。特に屋外の建物内への煙の流入は、条例の趣旨を無きものにしてしまう。御配慮ください。	
45	1	路上喫煙、歩きたばこ、吸い殻のポイ捨て等の禁止について、記載がないため、記載すべきである。現に県庁では、全面禁煙となっているが、駐輪所、駐車場などの屋外での喫煙がしばしば見られ、通行人が受動喫煙にあう、実質的には意味のない取組になってしまっている。すなわち、今回の「施設・区域別の取組方針」を実施し、いくら施設等で禁煙を行っても、路上喫煙、歩きたばこ、吸い殻のポイ捨て等が罰則付きの条例等で禁止されていないため、危険な喫煙がまかり通ってしまい、骨抜きで名ばかり、口ばかりの受動喫煙対策に過ぎなくなってしまう。そのため、路上喫煙、歩きたばこ、吸い殻のポイ捨て等の禁止については、現行の考え方と合わせて検討し、施行しなければいけない。また、条例として禁止できた場合には、大手コンビニから灰皿が撤去されるため、必然的に受動喫煙ゼロへの取組となり、有病者や妊産婦等、健康影響が大きい者でも安心して暮らせる街づくり、住みよい街づくりにつながることは明白であり、実行性のある取組となる。	・「屋外であっても特に配慮が必要な区域」について、喫煙をする際は受動喫煙を生じさせないよう配慮することを求めることを検討します。 ・また、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせない場所とするよう配慮を求めることを検討します。
46	1	屋外であっても特に配慮が必要な区域等について、通学路だけでなく全ての路上を禁煙にしてほしい。児童遊園は必ず敷地内禁煙とすべきである。各種イベントや大会等の会場におけるお祭りや縁日も含めてほしい。臨時営業の屋台で調理しながら、喫煙する者が非常に多い。これを禁止すべきだ。	
47	1	とるべき措置「受動喫煙が生じないよう配慮すること」「会場内で・・・」については、所在する市町村や主催する団体に対応すべきものとの考えだと思うが、指導、助言、公表など対策を明示する必要があると思う。	
48	1	受動喫煙を防止することが必要であると考えられる「屋外であっても、未成年者の利用が想定される場所等」の施設・区域等の類型の「屋外であっても特に配慮が必要な区域等」の例示に、例えば、商業施設等の建物（施設）の出入口付近を加えることにより、実効性が一層高まると考えており、事業者等との協議・調整を望みたい。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
49	2	特に、子どもや妊婦、健康弱者等を受動喫煙から守るために、条例にその他の具体的項目として、家庭や自家用車などでも、子どもや妊婦などを受動喫煙の危害から守るための規定を盛り込むべきである。子どもへの受動喫煙は、子どもへの虐待でもあり、重点を置き、保護者等の責務としても明記して定め、啓発や広報でも触れることとしてください。「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」では、努力義務として、家庭で子どもと同じ部屋で喫煙しない、受動喫煙の対策を講じていない施設や喫煙専用室に子どもを立ち入らせない、子どもが同乗する自動車内で喫煙しないことが規定されている。また、現在見直し中の「兵庫県受動喫煙防止条例」では、「子どもがいれば私的空間も禁煙」が有識者委員会で提言されている。(家や自家用車など。公園を全面禁煙とする。喫煙が可能な飲食店に子どもを同伴することを禁止し、違反には罰則を課す等も)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者等を受動喫煙から守る対策については、特に重点的に取り組む必要があると考えており、子どもや妊婦、患者等が主たる利用者で、改正法による第一種施設は、敷地内禁煙と考えています。</li> <li>・また、県民の責務として「喫煙をする際は、受動喫煙を生じさせないよう努めること」、保護者の責務として「いかなる場所においても未成年者に対する受動喫煙を生じさせることのないよう努めること」の明記を検討するとともに、県民に対する普及啓発を行います。</li> </ul>
50	21	特に、子どもや妊婦、健康弱者等を受動喫煙から守るために、条例にその他の具体的項目として、家庭や自家用車などでも、子どもや妊婦などを受動喫煙の危害から守るための規定を盛り込むべきである。	
51	2	子どもたちを受動喫煙から守るための保護者等の責務の明記、屋外施設の禁煙。路上喫煙禁止、通路際の灰皿設置なども。	
52	1	子どもたちを受動喫煙から守るための保護者等の責務の明記、屋外施設の禁煙、特に子どもや不特定多数が利用する施設の路上喫煙禁止、通路際の灰皿設置の禁止。(例として、コンビニやスーパーの外にある灰皿。この頃、タバコのおいさを吹雪にのって感じます)	
53	1	飲食店の標識の掲示に関して、受動喫煙の有無のみで十分である。その上で受動喫煙がある場合(喫煙専用室があることも含まれる)は、喫煙疾患患者の患部の写真を警告表示として提出すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が、自らの意思で受動喫煙を避けることができるよう、禁煙の場合も含め、標識の掲示を推進するとともに、県民に対し、受動喫煙の健康への影響に関する正しい知識の普及啓発を図ります。</li> </ul>
54	1	新型たばこ(加熱式たばこなど)も紙巻きたばこと同様な規制対象とすべきである。これらにもたばことしてパッケージの健康警告表示にもその旨、記載されており、「他人の健康を損なうおそれが明らかである」として、紙巻きたばこを同様の規制とすべきである。たばこメーカーは、新型は、受動喫煙の危害をほとんど及ぼさないかのような主張をしているが、既に多くの報告があるように、副流ペーパーや呼出息は、受動喫煙としての危害を及ぼすことは明らかにされている。加熱式たばこにはニコチンが含まれ、主流煙、受動喫煙とともに、紙巻きたばこより量は少ないとしても、ニコチンを含む有害物が含まれていることは、すでに多くの報告がある。	
55	21	新型たばこ(加熱式たばこなど)も紙巻きたばこと同様な規制対象としたことは画期的だと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいた御意見を踏まえ、条例の制定に向けて検討します。</li> <li>・条例による措置とあわせて、県民に対し、受動喫煙防止について啓発します。</li> </ul>
56	1	加熱式たばこも紙たばこと同様の扱いとする。(例えば、加熱式たばこは飲食店で吸っていいなんて、害もあるのに何故でしょうか。)	
57	1	加熱式たばこについては、国の態度、法の扱いなどがあり、複雑ですが、少なくとも、はっきりするまでは、危険な可能性があるモノは県民の為に態度保留がよろしいのでは。さもないと県民を危険にさらすかも。法の可能な範囲で、県民の健康のために工夫してください。だらしのない国を隠れ蓑にしないでください。	
58	1	加熱式たばこについて、紙たばこに対して有害物質が少ないだけであり、少量でも有害なニコチン等が含まれる加熱式たばこも「有害」だという調査結果が多く、エビデンスも様々出典がある現状で、本気で「受動喫煙ゼロ」に取り組む気があるのであれば、豊橋市や兵庫県の受動喫煙防止条例案のように「加熱式たばこは紙巻きたばこと同様の規制を維持(加熱式たばこ専用喫煙室は認めない)」というような、加熱式たばこを特別視しない対策が必要であることは明らかである。	
59	1	東京都では加熱式たばこは罰則の適用除外とされていたが、加熱式も有害物質を発生させているのは明らかであり、紙巻と同様、罰則の対象としていただきたい。加熱式たばこは、たばことして薬機法の審査もなしで販売されており、無害が完全に証明されない限りは紙巻きと同様に規制することが必要である。	
60	1	加熱式たばこの取扱について、兵庫県の条例案にならい、紙巻きたばこと同じ扱いとし、加熱式たばこ専用飲食スペースを禁止すべきである。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
61	1	加熱式たばこは、指定たばことして従来の紙巻きたばこと区別しているが、公正な研究機関から加熱式たばこからの煙にも有害物質が含まれていることが報告されており、紙巻きたばこと同等として扱うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいた御意見を踏まえ、条例の制定に向けて検討します。</li> <li>・条例による措置とあわせて、県民に対し、受動喫煙防止について啓発します。</li> </ul>
62	1	加熱式たばこは法的にも「たばこ製品」であり、紙巻きたばこと同等の規制を実施すべきである。「加熱式たばこが紙巻きたばこより健康被害が少ないので規制を緩めても良い」という根拠がない以上、同じたばこ製品として同等の規制を実施すべきである。加熱式たばこにも、量は減っているとは言え、有害物質も含まれ、ニコチン（依存性薬物・毒物）は紙巻きたばこに近い量が含有されており、これらはいずれも呼気から吐き出される。専用喫煙室では、従業員の受動喫煙を免れることはできない。	
63	1	周囲への配慮を考えた加熱式たばこヘシフトする喫煙者が増加していると聞いている。私もその中の一人である。発生する蒸気の成分や周囲への被害等、加熱式たばこのメリット・デメリットを正確に理解された上で、紙巻きたばこは別の取扱いにするべきであると思うし、対象外と記すことを強く要請する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加熱式たばこについては、国において、現時点で「たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれが明らかでない」とされており、健康影響が「ない」ことが明らかではないことから、規制の対象外とはしていません。</li> </ul>
64	2	加熱式たばこは他の人に迷惑がかからないという理由で紙巻きたばこから加熱式たばこに変えている喫煙者が増えている。加熱式たばこを使用した際に発生するものは蒸気にも関わらず、紙巻きたばこと同様の扱いという見解がメディアを通じ公表されていることに疑問である。紙巻きたばこは別扱いとするべきで明確に加熱式たばこは対象外と記すことを要請する。	
65	3	最近では、加熱式たばこのお客様ニーズも高く、加熱式たばこのみ使用可にしている飲食店も増加しており、煙も発生せず、他人に迷惑もかからないため、通常のたばこ加熱式たばこを同様の扱いにすべきではない。加熱式たばこに関しては、WHO、厚生労働省ともに、健康被害影響等については明らかになっていないはずなので、規制から外すべきでは。	
66	1	県が考える受動喫煙防止対策に全面的に賛成である。条例を実効あるものとするための方法として、違反したものに命令や罰則は必須であると思う。曖昧さを残す表現にならないように文面を変えて、行政の覚悟が強く伝わるようにしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例施行にあたっては、県民の理解と協力が得られるよう十分に周知を図りながら施行することとし、条例制定時においては、罰則は設けず、義務に違反する場合は、行政指導等を行いたいと考えています。</li> <li>・なお、条例施行後、5年を経過した場合、施行状況について検討を加え、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる見直し規定を設けることを検討します。</li> <li>・また、改正法では、罰則が設けられており、法律違反については、罰則が適用されます。</li> </ul>
67	1	まっとうな人間であれば、「他人に迷惑をかけてはいけない」というのは常識である。当然、喫煙者も常識があるはずなので、屋内、屋外を問わず、条例で「他人に迷惑をかける可能性のある場所での喫煙を禁止する」ことにしても反対する人はいない。他人に迷惑をかけない場所で喫煙したらいいだけのことである。よって、問題は、常識の無い人間、利己的で「他人に（受動喫煙により）迷惑をかけようが、健康に危害を加えようがかまわない、（喫煙をすることにより）己の欲求を満たすためならば何でもする」ような正常ではない考えの人に対してどうするのか、ということになる。そのような人に対して、罰則は必須である。罰則が無ければ「条例を守らなくても問題ない」と考える輩がおり、条例を制定する意味はない。そもそも、まっとうな人間であれば、「他人に迷惑をかけてはいけない」ということは常識であり、当然に「受動喫煙により、他人に健康被害を与えてはいけない」と考えるはずだが、その当然のことができない人に対してどうするのか、ということだと思ふ。言葉で注意するだけで態度が改まらないからこそ、県では条例を制定する方向に進んでいるのだから、当然に条例を守らない者には罰則を適用すべきだと考える。なお、罰金とする場合、たばこを購入できなくなる程度の金額以上（数万円）が望ましい。	
68	1	実効性の担保のための方法について、違反した本人には、指導、命令、罰則（過料）等とあるが、これはいわゆる個人のことであり、それに対して一時的な「指導・命令」では実効性を担保できるとは到底思えない。抑止力を期待する面からも、条例を整備し、罰則付きで制定しなければ、まるで意味がない名ばかり、口ばかりの取組になってしまう。	
69	1	喫煙者、管理者ともに違反した場合は過料を科し、実効性を担保すべきである。	
70	1	国法でも多額の過料がある上に、条例でさらに県民から過料を取るのか。秋田市の飲食店など東京都などと比べると事業規模が小さいところも多く、過料も経営に影響を与えかねない。条例の目的はあくまで受動喫煙が起こらない環境の推進であって、施設管理者や事業者を罰することではないはずだ。違反した施設管理者等に罰則まではやりすぎだと考える。	
71	1	違反者には誰がどのように指導するのか。その人員を雇う財源はどのように確保するのか。ただでさえ、県の財政には余裕がないのだから、財政をひっ迫するような運用には反対。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
72	1	罰則の規定を早々に定め、実施することに尽きる。(理由)「考え方」内の「なぜ、対策が必要か?」や「取組方針(含む、具体的な措置)」に関しては、まさにもっともなことであり、県民誰一人反対するものではないと思うし、改善案としても具体的である。しかし、皆が分かっているのになぜ改善されないか?がポイントである。喫煙改善に似たことが社内でもあるので例を述べる。業績の悪い部署が改善されない場合も同じことが言える。業績の悪い部署でも、業績を上げるためのしなくてはいけないことは、全員が具体的に分かっている。しかし、具体策を実行する人とならない人に分かれる。むしろ業績が上がっている人ほど、改善策には、敏感である。逆に、業績不振者ほど、口では、「改善したい」と言うが動かない。喫煙にも同じことが言える。しかし、業績不振者が改善されることも何度かあった。その人たちには、共通の変化があった。初めは、「強制的に」改善策を実施する。なかなか本気で取り組まない。「強制」を繰り返す。そのうち嫌々、やり始める。しかし、結果には結びつかない。さらに「強制」を繰り返す。やり始めたことが、うまく行き始める。面白くなる。自分から「改善策」を作り出す。「受動喫煙」であれば、初めは違反した人を「罰則」で縛る。文句が出る。しかし従わざるを得ない。嫌々従っているの、その場限りで、また受動喫煙違反をする。「罰」を受ける。文句が出る。やむを得ず、場所を変えて吸うようになる。受動喫煙者の存在が、目に入るようになる。気を使ってくれたことを感謝される。たばこの数が減る。体調が良くなる。吸わなくなる。という流れしかありません。すでに色々な啓蒙活動により、受動喫煙させないように気を遣っている人は、大勢いる。今そのマナーが守れていない人は「言葉」だけでは、変わらない人である。一時的には必要悪として、「強制力」を使い、自覚し、自己改善が始まるようにすることが喫煙率を下げる手段と思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例施行にあたっては、県民の理解と協力が得られるよう十分に周知を図りながら施行することとし、条例制定時においては、罰則は設けず、義務に違反する場合は、行政指導等を行いたいと考えています。</li> <li>・ なお、条例施行後、5年を経過した場合、施行状況について検討を加え、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる見直し規定を設けることを検討します。</li> <li>・ また、改正法では、罰則が設けられており、法律違反については、罰則が適用されます。</li> </ul>
73	2	条例の制定・施行にあたっては、対象施設が多いことから、実効性を上げるために全ての市町村との連携・権限委任・移管などが不可欠である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例施行にあたっては、市町村と連携して取り組むことに努めます。</li> </ul>
74	2	喫煙者の禁煙治療の助成も少なくない自治体で予算化されているので、この条例でもお願いする。特に、子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者の禁煙のために、例えば東京都豊島区、港区、千葉市などでは、禁煙外来治療費助成事業の施策例がある。(喫煙妊婦や喫煙未成年者の禁煙支援や治療費助成も望まれるところですが)。東京都は、将来的な喫煙率を下げ、都民の健康増進を図る目的で、区市町村が行う禁煙治療費助成事業の取組を支援し、半額を補助する制度を2018年度に創設している。国にも、それらの助成制度の地方への交付予算を設けるよう要請してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁煙治療費の助成については、医療保険者独自の取組みもあることから、県としては、禁煙治療を行う医療機関の紹介や禁煙講座などによる禁煙の動機付け支援に取り組めます。</li> </ul>
75	21	喫煙者の禁煙治療の助成も少なくない自治体で予算化されているので、この条例でもお願いする。	
76	1	基本的な考え方と市の行政機関等の受動喫煙対策は同じ方針であると考え。禁煙治療の医療費助成があると、喫煙者が禁煙に取り組みやすくなるのではないかと考える。	
77	2	小規模店や個人経営店にあつては、全面禁煙への改装費などの助成制度を設ける施策が良い。(既存の小規模飲食店に対し千葉市、鳥取県では助成制度あり)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、事業を検討する際の参考とさせていただきます。</li> </ul>
78	1	残留たばこ成分：3次喫煙(サードハンド・スモーク)について記載がないが、受動喫煙の一部となるため、県としての見解を示すべき。	
79	1	あらゆる年齢層が所属する場所で、受動喫煙に関する勉強する機会を設ける。(例えば、加熱式タバコが体にいいと思っている人は誤った情報しか知らないからです。職場に出ると、学校のように学ぶ機会が減るのかもしれない。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民に対し、受動喫煙の健康への影響に関する正しい知識の普及啓発を図ります。</li> </ul>
80	1	体に悪いということなので、少しは仕方ないと思う。	
81	1	最近の健康ブームに対して受動喫煙が及ぼす体に悪影響が問題になっているが、やはり、県民が皆で取り組むべきだと思う。	
82	1	喫煙者側の立場として、「たばこ税を払っていて、税金にも貢献しているのだから問題ない」という声を聞くが、約2兆円のたばこ税収に対し、医療経済研究機構の資料でたばこに起因する損失として4兆3264億円となっており、実質的には損失の方が大きく、その額についても倍程度になることを、秋田県として理解して取組み、啓蒙活動等を行うべきである。4兆3264億円は、健康面によるコスト(超過医療費、超過介護費)1.76兆円、喫煙による火災や清掃のコスト1900億円、喫煙による労働力損失2.4兆円の合計。受動喫煙対策等の取組は喫煙者やJT、利権者等からの反対意見や圧力があるかもしれないが、喫煙者は現在12%しかおらず、残り88%の県民のためにも、関係者は頑張ってもらいたい。危険な受動喫煙撲滅党という有志では、エビデンスを含めた有益な資料を多く掲載しているのでウェブサイトを参照してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、事業を検討する際の参考とさせていただきます。</li> </ul>

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
83	1	秋田県の受動喫煙防止対策を応援している。ふるさと納税もするので「受動喫煙防止のために」という選択肢を設けてください。美唄市は受動喫煙防止条例の施行前後で納税件数が150倍である。	
84	1	提案であるが、竿燈祭りのような全国から観光客が集まる期間だけでも全飲食店の禁煙化を県が主導できないものか。「秋田の良い思い出をたばこ臭くない飲食店で味わってもらおう」という期間限定なら受け入れられやすいと思う。1週間禁煙で営業してみても、問題がないことが分かれば、自主的に禁煙化するお店も増えると思う。それを後押しとするためにも、観光情報に飲食店の禁煙・喫煙を書かせるべきである。	・今後、事業を検討する際の参考とさせていただきます。
85	1	喫煙者が、非喫煙者に対して喫煙の許可を求める場合が散見される。これを拒否するのは相当困難である。その結果、受動喫煙に至ることもあると考える。この許可を求める行動すらも禁止していくのが、受動喫煙防止にはならないだろうか。	・県民に対し、受動喫煙の健康への影響に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
86	1	受動喫煙対策については理解しているが、喫煙者から見ると喫煙所が設置されていなければ、いかなる場所でも喫煙してしまう。たばこが販売されているからには、「喫煙所」を増やすことが必然で、非喫煙者にも害が少ないと考える。	・改正法においては、受動喫煙を生じさせないよう、配慮することとされています。
87	1	受動喫煙を防止することは、県民の健康のため重要であると販売者の一員としても考えている。ただし、その目的の達成のためにより重要であるのは、条例制定で喫煙者を過度に抑えることよりも、喫煙者と非喫煙者が共存できる仕組みを整えていくことだと思う。	・条例においては、特に対策が必要な施設における措置を規定することを考えています。その他の施設等については、改正法における措置としており、施設管理者の判断により、喫煙専用室等を設置することが認められています。
88	1	たばこは20歳からと言われている。たばこを20歳を過ぎたら吸ってもいいということである。喫煙者の喫煙場所を確保することは、喫煙者のモラル向上にもなる。減らすことや規制ばかりしていると、一部の喫煙者がポイ捨てや逆に隠れて吸うことにもつながる。「ここでは吸っても大丈夫」という安心できる場所を作ることが大切である。そのような場所でも子どもや病気の方が近くにいるときには、吸わないような人間性を持つ喫煙者だと、条例、規制などではなく、共存できるのではないかと。	
89	17	葉たばこ農業で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することは賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているタバコの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけでも十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。	・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。
90	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することには賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば、消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたもの、補償等の整備を行ってほしい。	・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。
91	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することには賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。葉たばこ農家を苦しめないでほしい。	・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。
92	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することには賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば、我々耕作農家の収入減少への影響は多大な事と考える。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への事も考えたものにしてもらいたい。そして、安全な喫煙場所の設置も考えてもらえないか。たばこ税などのことももっと考えて条例を考えてほしい。	
93	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することに賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。今までの国法ではやっていけないのか。たばこが吸える場所が少なくなってしまっは大変だと思う。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
94	2	私達、葉たばこ生産農家は、秋田県の農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。葉たばこ農業で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することに賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
95	1	葉たばこで生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することは賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになる。国の法律だけで十分ではないか。県の条例など作る必要はないと思う。これ以上厳しい条例には断固反対する。	
96	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。県の条例が制定されれば、葉たばこ生産を考えなければならぬ。望まない受動喫煙を防止することに賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。	
97	1	葉たばこ農家の一人である。望まない受動喫煙防止は仕方ないことと考えているが、喫煙場所が減少することとなれば、生産する農家は大変である。国の法律の範囲内で行動してほしい。それが生産するたばこ農家の意見である。そのことを考えて判断をお願いする。	
98	1	望まない受動喫煙を防止するという考えには賛成である。ただ、喫煙場所を減らすことで、どれだけ効果があるのか疑問である。喫煙者の反感を買うよりも、健康に対する考え方に訴えかけた方がよいように思う。喫煙場所を減らしたところで、家や職場ではたばこを吸えるので、周りにいる人は受動喫煙を受けることになる。喫煙者一人一人が、受動喫煙の重大性に気づき、自主的に喫煙シーンを選ぶようにすることこそ、仕事といえる県の働きではないか。本気で取り組んで考えた条例や考え方が感じられない。	
99	1	葉たばこ農家で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することには賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば、消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。自分の土地1ha、バブル期に無理して買った隣接のリンゴ畑80a、火山灰、軽石の多い作土が少ないシラス土の明治終期からのリンゴ園であった。平成9年からたばこに変えて、ようやく農家負債もゼロになり、たばこ作りの土作りのために15年連続の緑肥スキ込みにより、連作障害によるであろう立枯病等も発生することなく、将来も働ける限り、たばこ作りを続けていけたら良いと思っている。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら、個々の葉たばこ農家の抱える事情を考え、影響のないものにしてもらいたいと切に要望する。	
100	1	葉たばこ農家で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することには賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば、消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。県の条例が制定されれば、たばこの生産を考えなければならぬ。今更他の農業や仕事をするノウハウもない。県は我々の生活を考えているのか。秋田県は県民を路頭に迷わすような冷たい県政なのか。事の重大さをしっかりと考えるべきである。	
101	1	村でたった一人のたばこ耕作者になってしまった。かつて全国の耕作者を代表して勲章をいただいた地域が、このような状況である。望まない受動喫煙を防止することは賛成である。県の条例にも賛成する。国の法律にも賛成する。しかし、たばこ生産農家の未来は、自己責任で終わるか、疑問である。	
102	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することに賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。今後の生活に不安があるうえ、更に追い打ちをかけるような条例は反対である。	
103	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することに賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。私達、葉たばこ農家は、秋田県の農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
104	1	私達、葉たばこ農家は、秋田県の農業及び中山間地域を守っているという自負がある。行き過ぎたたばこの規制には断固反対する。県の条例が制定されれば、たばこ生産を考えなければならない。今更、他の農業や仕事をするノウハウがない。県は私達の生活を考えているのか。秋田県は県民を路頭に迷わすような冷たい県政なのか。事の重大さをしっかりと考えるべきではないか。私は、葉たばこ農業で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することは賛成ですが、県の条例により、喫煙場所が減少すれば、消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても、県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も十分に考えて、今以上に良い案を考えて、良い制度を作っていただきたい。たばこを吸った人ばかり、がんになるとは限らない。DNAということもありますけど。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えております。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
105	1	葉たばこ農家で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することには賛成だが、昔から一服は、たばこを吸う、ということもあり、ゆったり精神的に良いのではないか。厳しい取締りだけでなく、喫煙者、非喫煙者を分けている、今の状態でも十分だと思う。	
106	1	昭和29年から3代目の耕作で、米、葉たばこで生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することには賛成だが、国より厳しい条例では農家は生計がなりたたなくなる。また、農地(畑地)の荒廃が多く出るものと思われる。耕作農家の農業なので、生計が成り立つよう、配慮をお願いする。農業県秋田のためにも。	
107	1	葉たばこで生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することには賛成だが、県の条例で喫煙場所が減少すれば、消費本数が減り、私達が困るので葉たばこ農家の事も考えながら、条例を作ることをお願いする。	
108	1	受動喫煙が社会問題になって久しくなる。望まない受動喫煙は困るが一方で大人の嗜好品であるたばこの喫煙者を悪者扱いにされているように思う。国の法律によって喫煙する人は場所が決められ、その場所が狭く隅に追いやられている。これ以上の県の条例制定には断固反対する。	
109	1	私は葉たばこ栽培農家である。今、たばこを取り巻く情勢は大変厳しくなっている。県は、国の規制を超える条例を出そうとしている。今のような状態になる前から私は、たばこを栽培している。そのために設備投資もしてきた。他の作物に切り替えるにも年齢的に無理である。望まない受動喫煙も分かる。国も色々な規制を行っている。県も私達のこと(栽培面積の減少)を考えた条例(国の規制を超える事)をお願いする。	
110	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することには賛成だが、それに県が更に追い打ちをかけるような条例は、今更他の農業や仕事のノウハウもない私達を路頭に迷わせるような冷たい攻撃なのか。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。	
111	1	分煙ブース等、望まない受動喫煙を防止する等の対策は理解するが、たばこを「悪」として扱い、国法以上の過度な規制を検討している県の条例は、耕作農家に多大な影響を及ぼす事についてもしっかりと考えて欲しい。ただでさえ、たばこには平等と思えない重い税率がかけられているため、今後、消費量減少に伴う耕作者の作付面積減少や、収入減となり得る上乗せ条例は反対である。	
112	1	県の条例が制定されれば、たばこ生産を考えなければならない。今更、他の農業や仕事をするノウハウもないし、多額のたばこ専用機械の導入をしており、たばこ生産以外は考えられない。たばこ作がなくなれば、遊休農地が発生し、近隣の農地や周辺環境に対し、悪影響を与え、大変な迷惑になる。事の重大さをしっかりと考えるべきである。	
113	1	たばこの収入で生活している。嫁に来る前からたばこ作りをしており、それ以外の職業は考えられない。たばこ農家はどうなるのか、不安でいっぱいである。これ以上の厳しい条例はやめてください。	
114	1	たばこ農家に痛手となるたばこへの規制には断固反対する。たばこの消費量が減ると耕作農家の収入減となり、生活が苦しくなる。現在でさえ、生活が苦しいのに困る。	
115	1	たばこの売上が減少すれば、耕作農家の収入が減少することは確実である。売上減少で私達、たばこ農家の収入減を保障してくれる対策はあるのか。今後、たばこ耕作以外の仕事はない。私達の生活の事も考えてください。	
116	9	たばこの消費量が減少すれば、耕作農家の収入が減少することは目に見える。私たち、耕作農家の収入源が無くなり、生活も苦しくなる。県は、たばこ消費量減少に伴う耕作者の収入保障を考えているのでしょうか。疑問です。国法を遵守するだけでも、今後の生活に不安がある上、さらに追い打ちをかけるような条例は断固反対である。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
117	1	たばこの消費量が減少すれば耕作農家の収入が減少することは目に見える。私達、耕作農家の収入源が無くなり、生活も苦しくなる。県は、たばこ消費量減少に伴う、耕作者の収入保障を考えているのか、疑問である。国法を遵守するだけでも、今後の生活に不安があるうえ、更に追い打ちをかけるような条例は断固反対である。葉たばこに変わる作物などあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
118	1	葉たばこ農業で生計を立てている。県は耕作者の収入保障を考えているのか。今後の生活に不安があるため、これ以上の条例には反対する。	
119	1	わが家は、葉たばこ農業で生計を営んでいる。県はたばこ消費量減少に伴う、耕作者の収入保障を考えているか。受動喫煙防止対策に反対しているのではない。喫煙する側のマナーの悪さから出ている問題には大いに賛成している。ストレス解消に好んでいる方々の事を少し考えて欲しい。	
120	1	私達、葉たばこ生産農家は、たばこ農家はたばこの消費量が減少すれば収入が減少することは目に見えている。生活も苦しくなって生活が出来なくなる。耕作者の収入保障は考えているのか。今後の生活に更に追い打ちを掛けるような条例は断固反対する。	
121	1	私達、葉たばこ生産農家は農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。たばこの消費量が減少すれば耕作農家の収入が減少することは目に見える。耕作農家の収入源がなくなり、生活も苦しくなることが不安である。県は、たばこ消費量減少に伴う耕作者の収入保障を考えているのか。疑問である。厳しい条例になるようなことはしないでください。	
122	1	私達、葉たばこ生産農家は農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。たばこの消費量が減少すれば耕作農家の収入が減少することは目に見える。耕作農家の収入源がなくなり、生活も苦しくなることが不安である。県は、たばこ消費量減少に伴う耕作者の収入保障を考えているのか。国法を遵守するだけでも今後の生活に不安があるのに、更に追い打ちをかけるような条例はやめてください。たばこ農家で生計を営んでいる。望ましい受動喫煙希望している。(原文のまま) 県の条例により喫煙場所が減少すれば、消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県で条例を作るなら葉たばこ農家への影響、補償等も考えたものにしてもらいたい。	
123	1	私達、葉たばこ生産農家は農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には反対する。たばこの消費量が減少すれば耕作農家の収入が減少することは目に見える。収入減少で、生活も苦しくなる。県は、たばこ消費量減少に伴う耕作者の収入保障を考えているのか。疑問である。国法を遵守するだけでも、今後の生活に不安があるうえ、更に追い打ちをかけるような条例は断固反対である。たばこが世間で「悪」と捉えられている。たばこを生産する農家の子どもは「悪人」の子どもですか。たばこは、合法的な大人の嗜好品であり、行政がたばこを「悪」として扱うことで、他人から白い目で見られている子どもたちをどう考えているのか。これ以上の条例は反対する。	
124	1	私達、葉たばこ生産農家は農業及び中山間地域を守っているという自負がある。これ以上のたばこへの規制には反対する。たばこの消費量が減少すれば耕作農家の収入が減少することは目に見える。収入減少で、生活も苦しくなる。減少に伴う収入保障を考えているのか。県の条例が制定されれば、県は我々の生活を考えてください。喫煙場所を無限に拡大することは、たばこ作りにとって最も厳しいこと。所得や補償を十分に考えてください。	
125	1	私達は葉たばこ農業で生計を営んでいる。たばこ消費量が減少すれば耕作農家の収入が減少することは目に見える。県は耕作者の収入保障を考えているのでしょうか。疑問です。今さら他の仕事に変えることも考えたこともない。これ以上厳しい条例は断固反対である。	
126	1	私の家は代々の葉たばこ農家で専業農家である。葉たばこ農業で生計を営んでいる。県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。私達、耕作者の収入源が無くなり、生活が苦しくなる。県はたばこ耕作者の収入保障を考えているのか。今後の生活に不安がある上、さらに追い打ちをかけるような条例は断固反対である。	
127	1	私は葉たばこ農業のみで生計を営んでいる。県の条例によって喫煙場所が減少すれば、たばこの消費量が減少し、収入も減少することは目に見えている。耕作農家の収入保障は考えているのか。何より作付面積が減らされるではないかと心配である。県は、現在農地がどのようにになっているのか知っているか。ここ数年で畑のまわりは遊休農地が増えていて荒廃化している。病害虫発生の原因だけではなく、周辺地域の営農環境や生活環境に悪影響を及ぼすことに加え、防犯上の危険も懸念される。大げさではない。私達、葉たばこ生産農家は、秋田県の農業及び中山間地を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
128	1	国法を上回る条例が検討されていると聞く。これは喫煙者本人のマナー。これ以上の条例が制定されると、葉たばこ農家への影響はかなり大きいと思われる。例えば、耕作面積が減らされるとか。こうなった場合、県は農家に対し、生計の保障をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
129	1	たばこの消費量が減少すれば、耕作農家の収入が減少することは目に見える。耕作は慣れた仕事が一番良い。これから新しい仕事何がある。もう年で畑が余って大変である。たばこであれば慣れているので一番である。私達、耕作者の仕事、たばこをなくさないで下さい。県の条例により喫煙場所が減少すれば、消費本数が減り、契約栽培しているたばこ作付面積も減る。県として条例を作るな。たばこ農家の事も考えてほしい。	
130	1	たばこの消費量が減少すれば、耕作農家の収入源が無くなり、生活も苦しくなる。国法を遵守するだけでも、今後の生活に不安があるのに、さらに追い打ちをかけるような条例は断固反対である。	
131	1	たばこの消費量が減少すれば、耕作農家の収入は減少する。耕作農家の収入源が無くなり生活が苦しくなる。過度なたばこへの規制には断固反対である。	
132	1	たばこの消費量が減少すれば、今後生活に不安がある。喫煙場所を多くしてほしい。	
133	1	葉たばこ消費量が減少すれば収入が減少する。農家収入が少なくなり、生活が苦しくなる。こういう流れの時代に、若い人たちの葉たばこ生産離れが多くなる、心配である。葉たばこ農家のことを考えてほしい。	
134	1	葉たばこ生産農家は秋田県の農業を守っている自負がある。生活がかかっている。過度なたばこへの規制には断固反対する。たばこは世間で「悪」と捉えられている。たばこは合法的な大人の嗜好品であり、これ以上の条例は反対する。たばこ生産を苦しめないでください。これで生活をかけて仕事をしている。	
135	1	葉たばこ専業で生計をたてている私にとって、これ以上厳しい条例を作られたら生活が成り立たなくなる。葉たばこ農家を守るのも県政の仕事ではないでしょうか。	
136	1	葉たばこで生計を営んでいる。たばこの消費量が減少すれば、耕作農家の収入が減少することは目に見える。喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。耕作農家の収入源がなくなり、生活も苦しくなり、子ども達を育てていくのに、今後の生活に不安がある上、さらに追い打ちをかけるような条例は断固反対するものである。	
137	1	葉たばこ農家である。たばこに対する条例を検討中とのことを耕作組合から話があった。国の減反政策の中で、経済的にもたばこは一番の作物であった。米作りも減少し、今度はたばこにも関わると考えると生産者の生活が心配である。どうか私達生産者のことも考え、政策に反映して下さるようお願いする。農家減少と人口の流出をくいじめよう。	
138	1	葉たばこ農家である。たばこへの消費量が減少すれば、われわれ耕作農家の収入が減少することは目に見える。これ以上、耕作農家の私達を苦しめないでください。たばこへの規制には断固反対である。	
139	1	葉たばこで生計を営んでいる。県の条例が制定されれば、たばこ生産を考えなければならぬ。今更、他の農業や仕事もできない。何十年もたばこを作っていて、設備、機械などを買っており、お金がかかっているのに、今だに。たばこの消費量が減少すれば、耕作農家の収入が減少することは目に見える。耕作農家の収入源が無くなり、生活も苦しくなる。今後の生活が不安である。たばこへの規制には断固反対する。国の法律だけでも作付面積が減らされるのではと心配である。これ以上厳しい条例はやめてください。	
140	1	一人暮らしで年金生活をしている。葉たばこ農業で生計をたてている。耕作農家の収入が減少することで生活が苦しくなることは目に見えている。今後の生活は不安でいっぱいである。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県としての条例を作るなら、もっと事の重大さを考え、たばこ農家への影響も考えたものにしてください。過度なたばこへの規制には断固反対する。これ以上の厳しい条例はやめてください。お願いする。	
141	1	私達、たばこ農家である。たばこの消費量が減少し、耕作農家の収入が減少すると生活も苦しくなる。国の法律だけで十分ではないか。秋田県は県民を路頭に迷わすような冷たい県政ですか。事の重大さをしっかりと考えてほしい。私たちが作付けをしている葉たばこ農家への影響も考えてほしい。過度なたばこへの規制には断固反対する。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
142	1	私達、葉たばこ耕作で生計を営んでいる。県の条例により喫煙場所が減少し、私達たばこ農家の面積も減らされたりしたら、収入は減少してしまう。国の法律だけで十分ではないか。今後の生活に不安があり、更に追い打ちをかけるような条例は断固反対する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
143	1	私達の職業は、たばこ作農家である。仮にたばこ耕作が出来なくなった場合、無職になる。再就職することは、不可能である。そうしたらどうにもならない。生活の糧である。どうか、働けるうちはたばこ作りをしたい。今後の生活が不安である。私はこのような厳しい条例には反対である。	
144	1	私達は葉たばこ農家である。たばこの消費量が減少すれば、収入源がなくなる。生活も苦しくなる。たばこへの規制には反対する。	
145	1	私の実家はたばこ農家である。両親は国の法律だけでも作付面積が減らされるのではと心配している。これ以上厳しい条例はやめてください。	
146	1	葉たばこ農業である。受動喫煙を防止することに賛成だが、喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。葉たばこ農家のことも考えてもらいたい。	
147	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。今後の生活が不安である。葉たばこ農家への影響も考えてもらい、これ以上の条例は反対である。	
148	1	わが家は葉たばこ生産で生計が成り立っている。受動喫煙防止は賛成だが、嗜好品であるたばこはマナーを守り、喫煙であれば個人が身体への配慮に気をつけるなら、そんなに強制的に敷地内禁煙とか無意味だと思う。愛煙家が減れば、自然的に作付面積に影響が出てくる。葉たばこ農家の生活を守る手段は？考えてくれているのか。悪を断ちきる形がこれからの子育てに悪を植え付けるのではないか。心配である。	
149	1	私の実家はたばこ農家である。葉たばこで生計をたてている。両親は国の法律だけでも作付面積が減らされるのではないかと心配している。これ以上厳しい条例はやめてください。	
150	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。国の法律だけでも作付面積も減らされるのではないかと心配しているのにこれ以上厳しい条例はやめてください。収入源が無くなれば、生きる糧がなくなる。どうしても県として条例を作るなら、葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。	
151	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。私達の生活は苦しくなる。これ以上の厳しい条例はやめてください。	
152	1	3代にわたり、葉たばこ生産農家である。喫煙者である。私も葉たばこで収入得て生計をたてて今に至っている。私の子どももそうである。オリンピック、パラリンピック開催で受動喫煙がクローズアップされ、国法の公布までになっている。なぜ、今なのか。今までは何だったのか。それに輪をかけて県独自の条例を検討している秋田県はどれだけいい子になろうとしているのか分からない。葉たばこで生計をたてている県民のことを考えているのだろうか。米農家がいきなり会社員になれるか。秋田県はもう少し、県民の隅々まで配慮した行動をしていただきたい。	
153	1	稲作と葉たばこを作り生計をたてている。長く続けた農家を守ろうと長男を家において、米だけではやっていけないので、葉たばこ作りをして、ようやく税金他、納めながら暮らしている。会社員に比べると、決して高収入だと思っていない。国や県、政府の方には、耕作者（生産者）のことも考慮しながら、どんな規制を作っているのか、その影にいて努力して、ようやく生きている私達のことと考えてほしいと望む。	
154	1	親の代から葉たばこ農家で生計をたてている農業専従者である。その収入で子育てをし、税金を払って、暮らしてきた。私達家族は誰も喫煙する者はいないので分煙は理解しており、必要な事だと思っている。でも、国法以上の規制をなぜ今、秋田に必要なのか。通学路と言っても、この少子化が進む秋田で、なんの意味があり、それが子ども達にどんな良い影響を与えてくれるのか、理解できない。以前より、知事の葉たばこ農家に対する偏見のような気持ちもこの条例に影響しているのか。この条例により、私達葉たばこ農家の収入、それに関わる人々の収入はどのように考えているのか。県は私達の収入の補償は考えているのか。それらすべてのことを考えていただき、この条例はやめていただきたい。	
155	1	受動喫煙を防止することは賛成だが、葉たばこ生産農家は収入が減少し、生活も苦しくなるだろう。でも、県の条例は考えてもらいたい。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
156	1	たばこに関するすべての規制は断固反対する。オリンピックに向け、どんどん規制していく等、わけのわからん政策をするくらいなら、すべき政策は山ほどあるだろう。すべて健康問題に結びつけて、ただリスクがあるだけで、がんについてもたばこが原因ではないという論文もくさるほどある。現に、喫煙者が減っていても、がん数値は減っているのか。健康づくりを推進するなら、酒も一緒だろう。物と同じだから米作るなど一緒だから、そっちも規制しろ。喫煙者がどれだけ秋田県にたばこ税を払っていると思うんだ。その税金、他に使うんだったらすべてたばこに関する事に使え。色んな所に喫煙所を作るとか分煙などに使え。たばこ税が何に使われているか、すべて県民に周知公開した方がいい。数十億何に使っている。葉たばこ生産者の収入が無くなったら県庁ですべて負担する覚悟で考えろ。とりあえず、生産者の前で県知事説明しろ。生産者、喫煙者の気持ちも考えろ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
157	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。耕作農家収入が無くなり、生活も苦しくなる。事の重大さをしっかり考え、これ以上厳しい条例はやめてください。	
158	1	葉たばこ農業で生計を立てている。耕作者の収入が今後不安である。たばこの仕事ばかりしていたのに、それ以外の仕事は思いあたらないのに、県はたばこ農家を路頭に迷わす、冷たい県政なのか。私達の声もしっかり聞いてほしい。	
159	1	葉たばこ耕作で生計を営んでいる。受動喫煙を防止することは必要と思うが、これ以上条例が増えれば、たばこ農家の生計は成り立たなくなる。分煙の場を増やしてもらい、たばこ農家の影響も考えたものにしてもらいたい。	
160	1	葉たばこ農業者である。受動喫煙防止には賛成であるが、たばこ栽培で生計をたてている。県民が路頭に倒れることのないようにしっかり対策を示して下さるよう切に願います。	
161	1	我が家では葉たばこを40年以上栽培し、家計の柱として重要な収入源になっている。たばこ産業は発展途上国から先進国になればなるほど、衰退していく傾向にあるが、県の条例はまるでたばこを核兵器のような「絶対悪」の扱いをしているように感じる。科学的にたばこを見た時、たばこそのものが病気になるという証明はされていない。むしろアルツハイマー病には、明らかな改善があると証明されている。成熟した社会になり、なおも進化していくのであれば、その中にお互いに存在する紳士淑女同士、尊重していく仕組みを作っていただきたい。	
162	1	私達たばこ生産農家は唯一の収入源である。消費があつて生産農家が成りたっている。行き過ぎた規制には反対である。	
163	1	私達は、たばこを耕作を初めてから52年の歳月を送りました。この半世紀以上、たばこを作りましたが私たち専従者はもとより、家族にも誰一人健康を害した者はおりません。本当にたばこは悪いのでしょうか。耕作している者としては、契約して作っているので売上の心配もなく、ある程度の収入も確保できるので、本当に安心してたばこを作っている次第です。	
164	1	私は夫に先立たれてから35年間、女手一つで葉たばこ農業で生計を営んできた。県の条例によって喫煙場所が減少すれば、私たち葉たばこ農家にも影響が出る。これ以上、厳しい条例はやめてください。	
165	1	行政がたばこを悪と扱うことで、県民を路頭に迷わすような冷たい県政なのか。今後の生活に不安があるうえ、更に追い打ちをかけるような条例には断固反対である。葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。	
166	1	我が家は、葉たばこ農家である。この仕事がなくなれば生きていけない。よろしく願います。	
167	1	私は葉たばこ農家である。受動喫煙の防止には反対しないが、稲作プラス葉たばこで減反政策も乗り越えた今日、葉たばこ農家をつぶすような秋田県の条例制定には反対である。	
168	1	私達、葉たばこ生産農家は、国、県、市の過度の健康被害の提言と喫煙場所の規制により、消費量の減少を期し、将来における希望を失い、後継者が育つ事なく、戸数、面積ともに減少に転じている。生産農家は嗜好品であり、心の安らぎを期待できるたばこを愛煙家に継続的に届ける義務があると考えている。葉たばこは、国においても税収は計り知れないものがあると思うので、この収入で生産者と愛煙家のための施設並びに施策を考えてほしいと思う。仮に葉たばこの完全中止に持ち込むのであれば、それ相応の補償が提案されなければならないと思う。御検討の上、推進いただければありがたい。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
169	1	「たばこ農家は早くつぶれてしまえばいい。」と発言した知事の発言は、とても恐ろしい。私は、葉たばこ生産農家ですが、稲作兼業で生計をたてている。秋田県は、農家を守る、伝統ある農産物である、葉たばこ生産の大切さを理解してほしい。中山間地域で集落や地元を守っているのは農家であると思っている。たばこ農家、販売、その他産業に関わりのある人達の生活を考えてほしい。行政の過度の規制、たばこで生計をたてている人の気持ちを考えてください。農業収入で税金もきちんと払ってきた。県民を路頭に迷わすような残酷な県政なのか。これ以上、厳しい条例、規制はお断りする。秋田県の葉たばこ農家350世帯を守ってください。お願いします。そして葉たばこ産業のこれまでの功績を再確認してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
170	1	県が推奨している米プラス他作物経営を推し進めている中、葉たばこ生産農家は、中山間地域の農地、安定経営を守っている自負がある。又、本県においても国からたばこ税は県政運営において重要な財源と思う。県の過度な条例制定は反対する。	
171	1	葉たばこ生産農家は、中山間地域の収益作物として生計をたてている。受動喫煙防止には賛同するが、喫煙する人のモラルを必要とする取組を考えてほしい。喫煙する人も税金として多くの金額を、国、県、各市町村に納めており、各役所も色々な目的に使用していると思うので考えてみてください。	
172	1	私達は、葉たばこ農家である。秋田県の中山間地域を守っている自負がある。なぜ秋田県は過度な規制をするのかわかりません。秋田県には100億近いたばこ消費税が入ってくることをわかっていないのではないのか。もし100億円がなければ、県税だけでは人口が100万人いないのにどうする気ですか。稲もだめ、大豆もだめ、野菜もだめ、たばこだけは農業の励みです。県は、今までたばこ耕作に何もしておりません。中山間地は農家に残された。所得が上がる作物はない。たばこ規制には断固反対します。今秋田県の問題は〇〇（判読不能）です。あまりたばこをいじめないでください。	
173	1	年々増しゆく放棄土地を目にして、私達たばこ農家は、中山間地域を守っているという自負がある。国法を遵守するだけでも生活に不安があるのに県の条例により喫煙場所がさらに減少すれば、たばこ農家は生活できなくなる。県はその保障を考えているか。とても疑問である。これ以上更に追い打ちをかけるような条例は断固反対する。	
174	1	葉たばこ生産農家は農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。県の条例が制定されれば、たばこ生産を考えなければならない。今更、他の農業や仕事をするノウハウもない。県は我々の生活を考えているのか。秋田県は県民を路頭に迷わすような冷たい県政なのか。事の重大さをしっかりと考えるべきである。国法を遵守するだけでも、今後の生活に不安があるうえ、更に追い打ちをかえるような条例には断固反対である。	
175	1	葉たばこで生計を営んでいる。50年以上葉たばこで生計を営んできた私たちは、これからは葉たばこで暮らしをたてていかななくてはならない。葉たばこ生産農家は農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。	
176	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。私達、葉たばこ生産農家は農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。	
177	1	私達、葉たばこ生産農家は、秋田県の農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。そもそも、たばこは合法的な大人の嗜好品である。人間には酒もたばこも同じ。余裕とゆとりが必要である。名ばかりの条例を作るのではなく、その反対のことを考えたらいか。	
178	6	私達、葉たばこ生産農家は農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。	
179	1	私達、葉たばこ生産農家は農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。葉たばこ農家で生計を営んでいる。望まない受動喫煙を防止することは賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば、消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。国の法律だけで十分ではないか。どうしても県で条例を作るなら葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。	
180	1	私達、葉たばこ生産農家は農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には反対する。たばこが世間で「悪」と捉えられている。たばこを生産する農家の子どもは「悪人」の子どもですか。たばこは、合法的な大人の嗜好品であり、行政がたばこを「悪」として扱うことで、他人から白い目で見られている子どもたちをどう考えているのか。これ以上の条例は反対する。県の条例が制定されれば、たばこ生産を考えなければならない。今更、他の農業や仕事をするノウハウもない。県は、我々の生活を考えているのか。秋田県は県民を路頭に迷わすような冷たい県政なのか。事の重大さをしっかりと考えるべきである。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
181	1	私達葉たばこ生産農家は、秋田県の農業、中山間地域を守っているという自負がある。地域を守っているという自負がある。県の条例が制定されれば、たばこ生産を考えなければなりません。今さら、他の農業や仕事をするにはできません。県は我々の生活を考えているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
182	1	私達、葉たばこ生産農家は、秋田県の農業及び中山間地域を守っているという自負がある。30代、40代の若者がたばこの将来に希望を持って、それを生業として頑張っていこうと強い意志を持って将来を見つめている。過度なたばこへの規制には断固反対する。	
183	1	私達、葉たばこ生産農家は、秋田県の農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。たばこは大人の嗜好品であり、たばこの消費量が減少すれば、耕作農家の収入が減少することが目に見える。私達、耕作者の収入源が無くなり、生活が苦しくなる。望まない受動喫煙を防止することには賛成だが、県の条例により喫煙場所が減少すれば消費本数が減り、契約栽培しているたばこの作付面積も減らされることになってしまう。葉たばこ農家への影響も考えたものにしてもらいたい。	
184	1	私達、葉たばこ生産農家は、秋田県の農業及び中山間地域を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。葉たばこ農業で生活を営んでいる私達から、条例とはいえ、たばこ耕作をやめさせ、何で生活を立てると言うのか。たばこ農家も安心して暮らせるあたたかい行政を求める。	
185	1	中山間部で葉たばこ、稲作で生計を立てている。地区では約80戸が暮らし、ほとんどが兼業農家、専業農家は4～5戸の中、たばこ農家は3～4戸と、葉たばこは安定して収益性が良い作物だと思っている。国の受動喫煙防止対策だけでも作付面積に規制が入るのではと心配である。県にさらに厳しい条例を出されたら耕作農家は路頭に迷ってしまう。今一度、耕作農家のことを考えてください。	
186	1	中山間地ではたばこは必要な作物である。県条例が制定されれば、たばこ耕作は厳しい状態になる。葉たばこ農家への影響も考えてもらいたい。	
187	6	県の条例が制定されれば、たばこ生産を考えなければならぬ。今更、他の農業や仕事をするノウハウもない。県は我々の生活を考えているのか。秋田県は県民を路頭に迷わすような冷たい県政なのか。事の重大さをしっかりと考えるべきである。	
188	1	県の条例が制定されれば、たばこ生産を考えなければならぬ。今更、他の農業や仕事をするノウハウもない。県は我々の生活を考えているのか。秋田県は県民を路頭に迷わすような冷たい県政なのか。事の重大さをしっかりと考えるべきである。国鉄の赤字？	
189	1	葉たばこ農業で生計を営んでいる。県の条例が制定されれば、たばこ生産を考えなければならぬ。今更他、他の農業や仕事をするノウハウもなく、年齢的にも転職も考えられない。たばこの消費量が減少すれば、耕作農家の収入減少は目に見える。私達、耕作農家の収入源が無くなり、生活も苦しくなる。これ以上、厳しい条例はやめてください。切に願う。	
190	1	私は葉たばこ農家である。米プラス葉たばこで生計を営んでいる。米の価格が低い今、たばこの収入はわが家にとっては一番の収入源である。県はたばこの税収も大きい事をもっと考えてほしい。昔は出稼ぎの人達に地元からたばこを買って送ったほどである。それだけたばこの税収があった。今、たばこは「悪」と捉えられており、たばこの売上も減少している。たばこの農家は、先が不安だが、他の作物を作るノウハウもない。もう少したばこ農家への影響も考えて欲しいと思う。	
191	1	私達の生活の元となるたばこ生産を45年以上も続けてきた。今現在、たばこ作りをやめるということは、私にとっては次の目標が見えない。このまま維持できるよう願う。	
192	1	青森県、岩手県、秋田県、福島県は、日本を代表する葉たばこ産地である。江戸時代中期から合法的な作物として、農業経済の支えとなってきたものを切り捨てるような政策や発言を繰り返す知事は、いったいどこの知事なのか聞きたいと思う。私達が目指すものは分煙社会である。知事がこのことを理解できないのなら、せめて県職員の良識ある対応を希望する。他県に笑われていますよ。	
193	1	近年、新聞、テレビなどのメディアでたばこの害を取り上げない日はない程、悪者扱いされているが、昭和30～50年代、大型スーパーや誘致工場など働く場がない頃、葉たばこ農家は相当雇用を生み出して地域にありがたがられていたと認識している。たばこの煙がそんなに害を及ぼすのなら、火事を出した人や大爆発を起こした建物の所有者は、有害物質をまき散らしたとして我々の家へあやまりに来なければならないと思う。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
194	1	世間では、たばこが体に悪いとされているが、他人から白い目で見られているのは、たばこ耕作者として反対である。秋田県は私たちが路頭に迷わすような冷たい県なのか。事の重大さをしっかりと考えて、私達耕作者を守るべきと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
195	1	私達、葉たばこ農家は、過度なたばこに対する規制は反対である。たばこ税収が各市町村に配分される税収で、色々な面で利用されているのではないかと。もし、たばこだけ悪い取扱いをされては大変困る。色々なものに対して、良い面、悪い面もあると思う。例として、私は酒に対して言いたい。飲酒による車の事故、そして色々な事件も発生している。もしも受動喫煙がますます厳しくなれば、それに変わる悪い薬物類が、世の中にいっぱい入ってくるのではないかと。私の家は、葉たばこ栽培の農家で、私で4代目である。私はたばこは吸わないが、吸っている人達と同じ気持ちである。秋田県は、健康全国1位を目指して頑張ろうとしているが、たばこの害も含め、色々な害があると思うので、過度の規制には反対する。	
196	1	私は高齢者ではあるが、葉たばこで生計を営んでいる。たばこは世間では悪いと言われるが、たばこを吸って交通違反をおこしている人はいない。酒の方が悪いと思う。県政は悪いと言っているが、たばこ税のこと等考えているのか。机の上での事務的なことを考えてください。それであれば私達たばこ農家の事も少しは考えてください。	
197	1	私はたばこを吸います。吸っております。たばこが悪であるわけがありません。(モラルがない人は別だが)。県はなぜ国より上回る条例を制定しようとしているのか分からない。全ての人が吸わなければ良いというのか。たばこ農家である以上、反対する。若い人はそうしたらいいとも思うが、オリンピックだから、何だからと言って、条例には反対である。	
198	1	私は葉たばこの生産農家である。たばこは悪として捉えられているが、なぜこんなにもたばこだけ、世間の風あたりが強いのか。国の法律だけでも、今現在と将来のたばこを作ることを考えなければならぬのに、県も条例を作るとなると、もっと厳しくなるのでたばこを生産する農家のことも考えてほしい。私の父母は、祖父の代からたばこ一筋でやってきた。良いもの(葉たばこ)を作ることにこだわってやっている。国も県もたばこそのものがなくなれば良いと思っているのだろうか。たばこさえ、喫煙する人さえ、いなければ健康でいられるし、寿命も延ばせると。そうだとしたら、父母が作っているたばこは悪なのか。いくら精一杯いい物を作ろうと思ってもそんな風に言われたりしたら、私達は生活する術を失ってしまう。これ以上の条例は反対する。	
199	1	私達、葉たばこ生産農家は地域の農業を守っているという自負がある。過度なたばこへの規制には断固反対する。喫煙マナー遵守は大切なことと思うが、現在の高齢化社会の中心にいる人たちは、現在のようにたばこ製品(フィルター等)が良くない、また、規制も少ない時代でもストレスをためず、生き抜いてきた。地域経済にも少なからず貢献している。葉たばこ農業(地域農業の確立)、製品たばこ(ストレス解消とたばこ税)、共存していける社会制度の確立をお願いする。	
200	1	私達、葉たばこ農家は、秋田県農業の減反で放棄された土地を守って、葉たばこを栽培している。そのため、持ち主の方から土地を荒らさずに済むので、大変喜ばれている。稲作りの作付けができない地域を守っているという自負がある。葉たばこはストレス解消にもなるため、たばこへの規制には断固反対する。	
201	1	私達、葉たばこ農家は、たばこへの規制に断固反対する。葉たばこ農業で生計を営んでおり、生計に大きな打撃を受ける。私も54歳でこれから仕事を変えることは大変な事である。たばこを吸うとがんになりやすいとお医者さんが決めつけているようだが、私達が育った時は、父、祖父、たばこを吸う場所で育った。それでも現在のところ、がん傾向はない。これからはどうなるか分からないが、ストレス解消には、たばこ一服がすぐスカッとするので、たばこは辞める事は出来ないと多々聞こえてくる。私の心配することは、喫煙とうたっても別の方向へいかなければよいかと思う。例えば、麻薬等々に走らなければよいかと思う。そういう事も良く考えてください。	
202	1	過度な条例に断固反対。たばこによる市町村への税収が数億円あると聞く中、条例が上乘せされる事によって、税収が減り、市政等が圧迫されるのでは。葉たばこ生産に誇りを持って取り組んでいる。稲作もしており、JA等にも積極的に協力しているのも葉たばこ栽培で経営の安定化が出来ているからであり、複合経営の柱である葉たばこを悪者扱いされるのは許せない。地元でも葉たばこを主軸とした複合経営農家がたくさんいる。喫煙者は自らお金を出し、嗜好品であるたばこを楽しんでいるのに、そういう人々からたばこを吸う権利を奪うのか。そもそもたばこが嗜好品であることは国が認めた事ではないのか。	
203	1	たばこ作りで生計している。合法的大人の嗜好品で、それで癒やされている。人間それぞれ好みである。県の条例が制定されれば、私らのたばこ生産に悪影響である。困ります。それなりの代替案を考えてください。私達たばこ農家はこの地域を守っていると自負している。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
204	1	たばこ農家である。健康関連の場所では、たばこが悪のようによく言われて肩身の狭い思いをすることが多々ある。頑張っているのに、いつも不満に思っている。でも、実際に集まり等に参加した時に喫煙マナーの悪い方も結構見かける。国法よりも厳しい条例を検討との事ですが、たばこ農家はもちろんだが、関連業者にも打撃がいくだろうし、県、市町村の税収の減少は避けられない。進め方は色々だろうが、喫煙者の方々の意識改革にも目を向けてください。外国からのお客様たちも含めて・・・です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
205	1	葉たばこ農業で生計を立てている。高齢で資金も必要となれば、他の作物に切り替えることは困難である。また、葉たばこほどの保障もない。私達耕作農家は悪い物を作っているように非難されるが、私達も自分の生活を守るために、一生懸命働いている。私達も税金を払っている県民である。	
206	1	葉たばこの生産者としての意見は県の条例には反対である。自分たちの生活を守るためには当然と思う。異なる立場の人々がいて、社会を形作っていることを踏まえて、少数者が一方的に悪者になることのないようお願いする。	
207	1	私の家は、米、葉たばこで生計を立てている。ある方が小屋にきてヤク（薬）を作っているのかと。ゾーッとした。たばこ作付は大変厳しいのに肩身の狭い思いをせざるを得ません。世間ではたばこは、そう悪なのか？	
208	1	県条例に反対する。私ども葉たばこ生産者のみならず、飲食業にも影響は必至である。地域財政にも影響する。分煙社会の構築に力を注ぐべきである。	
209	1	受動喫煙対策の強化は基本的に仕方ないと思っている。喫煙者のマナーもかなりしっかりしてきている。子どものいる所では、喫煙しない。喫煙しない人の風上では喫煙しない、など、今では喫煙者が気をつけている。分煙さえすれば、互いに嫌な思いをすることなく済むのではないか。また、たばこ作り農家を排除するような発言もあったが、私達、たばこ農家は、米+αというなかで、唯一、市場に左右されずに、価格が前年に決まり、全量買い上げ制度により経営目標を立てられる作物だと思っている。それに、農家には製品たばこの数%しか売上が入ってこない。製品たばこの65%以上が税金となっている中で、県の税収も10億円に上る。以前、県ではたばこを買うなら県内で、とキャッチフレーズで推進していたこともあったはずである。このことから分煙により、共存していく社会も良いと考える。	
210	1	喫煙場所が年々減り、私達耕作者はどうすれば良いのか、毎日心配している。夫、息子、娘達は、たばこを吸っており、まだ禁煙することはないそうである。JT、たばこ耕作組合、一体となって努力したいと思って、たばこ小売業者もたばこを売れということである。今一度、喫煙場、これ以上減らないようにしていきたいと思っている。	
211	1	国法を上回る県独自の条例が検討されていることに驚かされる。政治作物と言われるたばこ作が、廃作に追い込まれた時の事の重大さは計り知れないのでは。喫煙場所まで無くすることなく、場所を特定し、喫煙する人は自己責任においてやるべきと思う。「米がダメならたばこがあるさ」で何十年間生活してきた者にショックは隠しきれない。地域経済も秋田県全体としてもでは。	
212	1	葉たばこ生産農家として2代目になる。私共、近年の受動喫煙問題では、どうすれば非喫煙者と共存していけるのか、日々考えている。県条例では「喫煙場所を減らす事により受動喫煙を防ぐ」とあるが、なぜわざわざ喫煙場所を減らす必要があるのか。室外で喫煙したらますます受動喫煙だと騒がれる。煙が外へ漏れにくい施設（喫煙スペース）を作り、喫煙者を守っていただく事は考えていただけでないか。年間、秋田県がたばこ税で受け取る税金は数十億円と聞いている。私達が血と汗を流して作っている葉たばこを消費者の皆様が購入していただいたおかげで生まれるものだという事を忘れていただきたくない。税を生む私達の仕事は誰かの役にたっている。私達、生産者の努力を無駄にしないでください。秋田県を住みにくい場所にしないでください。私達の生活を奪わないでください。切なる思いが皆様が届きますよう、お祈りする。	
213	1	過度なたばこへの規制に断固反対する。40年近くたばこ作りに専念してきた。葉たばこ作で生計をたててきた。本人、大人の嗜好品であり、本人の自覚に頼っても良いのではないか。たばこ作に夢がなくなると悲しい。国の法律以上の条例は断固反対する。	
214	1	最近たばこに関する風当たりが強くなっている中、私達、たばこ耕作の農家にとっては大変な事になっている状況である。これ以上のたばこへの規制は断固反対である。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
215	1	受動喫煙防止対策は自分なりに理解している。本年からは電子たばこの材料になる葉たばこ作りに取り組む事が決定している。しかし、国法が公布されているのに、県独自の「上乘せ条例」を検討するのはやりすぎではないか。もし、そのために、今後は、葉たばこは必要ないと言われたら、耕作者である私はどうなるのか。今まで準備してきた葉たばこ作業用の施設、農機具、それから、まだ働きたいと思っている私達耕作者、おそらく、葉たばこ作りをやめたなら、他の作物を作るなど、出来ない人が多いだろう。悩まないではおられない。県はこのような県民がいる事を見ぬふりをするべきではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
216	1	たばこは、なぜいじめられるのか。今の風潮は、まさに中世暗黒時代の魔女狩り、禁煙ファシズムと同じである。日本国憲法14条1項「法の下での平等」を保障し、不合理な差別を禁止している。たばこを吸う人には権利がある。今回の条例は、吸う人の権利を無視するようなやり方は、法の下での平等の精神から、大きく逸脱している。吸う側の立場も、考えつつ、お互いの妥協点を見出す施策こそが行政の根本であるはずである。たばこは、合法的な大人の嗜好品であり、その権利を踏みにじるような条例は、あってはならない。私は45年間、葉たばこを作り、子どもたちを育て、生活してきた。これからも、家族で葉たばこを作り、生活するつもりである。どうか、たばこを吸う人たちの心情も理解していただき、お互い共存できるような、条例を作ってほしい。	
217	1	葉たばこ生産者の立場から申し上げる。今、一番問題なのは、喫煙者よりも受動喫煙の方が高罹患率だそうであるが、一方的な条例等で喫煙を締め出す政策よりも、住み分け可能な政策こそがベターである。経済環境を破壊しないことも大事なことと思う。嗜好品であるがゆえに、吸う自由は保証されなければならない。吸わない自由もまた然りである。	
218	1	葉たばこ生産で生計を営んでいる。受動喫煙防止により建物内の禁煙は分かるが、敷地内の禁煙は過剰だと思う。喫煙者が買うたばこ税こそが税源となって入ってくる事を詳細に県、市、町、村別に会報などで知らせてほしい。	
219	1	葉たばこと稲作の複合経営で生計を営んでいる。新たに県の条例が制定されて、今後葉たばこ生産を考えなければならなくなる。そうすると、ますます若い担い手がなくなり、農業の高齢化が進み、県の人口減につながっていくと思っている。県独自の条例を考えなおしていただきたい。	
220	1	葉たばこ農家である。合法的な嗜好品を、これ以上に規制するのは理解できない。お酒を飲み過ぎて死んだ人はいるが、たばこを吸い過ぎて死んだ人はいない。当然、因果関係もこじつけにしか聞こえない。自分が嫌いだという理由ですべての人に押しつけるような条例は、とても大人の行うことではない。ヒステリックな全体主義は、不快以外の何ものでもありません。	
221	1	葉たばこ農家である。受動喫煙を防止することには賛成である。改正健康増進法で、たばこの消費量は減少すると思う。過度な規制よりも、国の法の周知とマナーの向上を考えた方が良いのではないかと。	
222	1	未成年者の利用が想定される通学路も受動喫煙が生じないよう配慮することだが、誰がどう配慮するのか。私はたばこを耕作しており、周りは田んぼや畑がほとんどであるが、あちらこちらの家から子ども達が学校へ通学している。児童生徒も毎年入れ替わり、どこをどうしたら良いか想像できない。都会であればなおさらで、道路は全部だめになってしまうのではと思う。そんなことはできないはずなので、やれもしない名ばかり条文には反対である。観光客がくる場所についても同様で数年前には山の中にもたくさん来ていたので場所が特定できないと思う。	
223	1	葉たばこ農家である。今回の受動喫煙防止対策推進に対する意見だが、耕作者も高齢化している現状なので、後継者不足の現在、アンケートでうんぬんより、人口減少、少子化対策、結婚相談対策の方が大切だと考える。たばこは嗜好品であり、個人の考えで吸う吸わないを決断すればいいと考える。県職員もすいぶんヒマなんですね。	
224	1	たばこ耕作農家である。受動喫煙防止対策なるものが、行政の皆さんで進められているようだが、何を根拠に最終的にはどうしたいのか分からない。健康のために、という耳障りの良い文言が並ぶが、もっと深く社会のことを考えていただきたい。たばこに関し言えば、生産者、製造、販売、喫煙者、皆影響する。これはどの業種でも同じである。この国の自由経済の中で、行政が一つの品目にだけ縛りかけるような政策は、私達たばこ生産者を全く無視している。条例を作ることは簡単だが、そのことで泣く人も多くいることを考えてください。	
225	1	私は葉たばこ生産農家でもあり、愛煙家でもある。たばこは合法的な大人の嗜好品であり、たばこを吸う自由も保障されなければいけない。国の法律で十分だと思う。無用な条例は、たばこ税を減らし、耕作農家の所得を減らし、地域産業の衰退を招くだけである。条例には断固反対である。	
226	1	たばこ店を経営して3代となる。日々の商いでお客さんと接している。お客様は最近、たばこを吸う場所がなくなってきたと困りきった様子だった。私達も売上が下がり、生活が大変である。規制には反対したい。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
227	1	たばこを販売している。条例により、たばこがこれまで以上に「悪」と捉えられてしまう事を懸念している。喫煙場所がなくなれば、喫煙者が減り、私達の売上が減少することは目に見えている。これ以上、喫煙者、たばこ屋をいじめないでください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
228	1	たばこ店はこれまで県の財政に多大な貢献をしていると自負と誇りを持ち、たばこ販売を行ってきた。たばこ販売に関わる人も秋田県民であることを考えてください。規制には反対である。喫煙場所が少なくなれば、喫煙者が減り、私達の売上が減少することは目に見えている。これ以上、喫煙者、たばこ屋をいじめないでください。	
229	1	私はたばこ店を経営している。お客様は最近たばこを吸う場所がないという。喫煙者が減り、売上が日々減少している現状である。独自条例制定になれば、廃業にも追い込まれる。規制は断固反対である。	
230	1	私は日々商いで生活費のため、たばこ屋を経営している。お客様は最近、たばこを吸う場所がないと良くおっしゃっている。更に喫煙場所が少なくなれば、売上が減少し、生活に支障をきたすので、規制には反対する。知事、職員の皆様方は給料多く、不景気も知らずボーナスもらい楽しく生活をしていると思う。私たち低所得者を助けてください。	
231	1	受動喫煙を防止することは重要であると認識しているが、我々のような小規模な店舗での今回の条例制定は死活問題である。県はこのような事業者への何らかの補償は考えているのか。国法のみで十分である。	
232	1	昨今、国の方針でたばこの吸える場所が少なくなっていることは、私達販売店にとっては死活問題となる。東京では、人も多くオリンピックもあるので規制は必要かもしれませんが、秋田県も同じとは考えられません。受動喫煙の死因に関してもはっきりした因果関係も分かっておらず、オリンピックのための禁煙であれば問題である。年々たばこ税も上がっており、販売店も難儀している。当面は国法を守り、その後検討してはいいかがか。	
233	1	条例により、たばこがこれまで以上に「悪」と捉えられてしまうことを懸念している。お客様がますます「たばこが吸いづらくなる環境」への条例には反対である。たばこを吸える場所がどんどん少なくなっていることは、販売への影響が大きく死活問題である。規制をするばかりでなく、喫煙する人としらない人が共存できるように、県が喫煙所を作るべきである。たばこ税も納めているのに規制を進めるだけの政策には反対である。	
234	1	たばこ小売業者である。年々たばこの販売が減少している。2020年オリパラ開催に合わせた健康増進法の改正が行われたが、秋田県はオリパラの会場はないので東京都のような更に厳しくする条例は必要ない。各事業や施設管理者の実態に即し、判断、実行すべきであり、条例による強制的な規制によるべきではない。啓発活動で周知すれば十分効果があるので、条例化は不要である。条例化を進めるとすれば、もっと時間をかけて慎重に議論してほしい。近年たばこを吸える場所が少なくなっていることは、販売への影響が大きく、死活問題である。規制するばかりでなく、喫煙する人としらない人が共存できるよう、県が喫煙所を作るべき。たばこ税を納めているのに規制を進めるだけの政策には反対である。たばこを吸うのは悪影響を与えるように思われるので、全般的にあらゆる角度から見て考えてほしい。県としての厳しくする条例は不要である。	
235	1	たばこ販売店である。お客様は皆、たばこが吸える場所がどんどん少なくなっているとおっしゃっている。販売への影響も大きく規制するばかりでなく、喫煙する人としらない人が共存できる環境を整備してほしい。独自規制は反対である。	
236	1	たばこを吸える場所が一年増に少なくなっている。このままでは私達、販売店は死活に関わる問題である。規制するばかりではなく、たばこを吸う人と吸わない人が共存できるように県としても喫煙所を作るべきである。今までたばこ税も納めているのに規制を進めるだけの政策には反対である。	
237	1	たばこを吸える場所が少なくなっている。販売店の影響が大きく大変である。喫煙する人としらない人が共生できるような喫煙所をなるべく早く作るべきだと思う。たばこの税金を納めている以上、規制は反対です。	
238	1	たばこを吸える場所が少なくなっていることは、販売する側に相当な影響を与えている。喫煙する人としらない人が共存できるように、県が喫煙所を作るべきである。たばこ税もかなり納めているので、規制を進めるだけの政策はどうかと思うし、たばこ税が入らなくなれば、しわ寄せはどこにいくのか疑問である。規制には反対する。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
239	1	たばこを吸える場所がどんどん少なくなっていることは、販売への影響が大きく死活問題である。規制をするばかりでなく、喫煙する人とならない人が共存できるように、県が喫煙所を作るべきである。たばこ税も納めているので、規制を進めるだけの政策には反対である。ひどすぎるんじゃないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
240	1	たばこを吸える場所がどんどん少なくなっていることは販売への影響も大きい。規制するばかりでなく、共存できるように禁煙、喫煙の表示を徹底すれば良い。たばこ税も納めているのに規制を進めるだけの政策には反対である。	
241	1	たばこを吸える場所がどんどん少なくなっている事は販売への影響が大きく死活問題である。また、秋田県民（県内外民）の健康に悪影響を与えているのは、たばこ（受動喫煙）だけではなく、他の行為（車の排気ガス等）も存在する中で、なぜたばこのみを悪者にし、県条例を作ろうとしているのか。改正健康増進法でも一番先に、たばこは悪、と言う法案なのもおかしい。また、県独自に「駅、空港は屋内禁煙（喫煙専用室設置不可）」はおかしい。改正健康増進法、都条例では「喫煙専用室設置可」となっているのに。私達、たばこ販売に関わる側も秋田県民であることを考えてください。条例に反対する。	
242	1	分煙環境を整備する。受動喫煙防止対策というよりも、屋内、屋外も吸う場所をなくすような条例制定には反対する。たばこを吸える場所がどんどん少なくなっている事が販売への影響が大きく死活問題である。喫煙する人とならない人が共存できるように、県がもっと喫煙所を作るべきではないか。	
243	1	私達は、街の清掃活動、未成年者喫煙防止対策に向けた活動を、県、市、各自治体と取り組んできた。また、たばこ販売を通じて、県、市町村へ財政貢献を行ってきたとの自負がある。たばこを吸える場所が少なくなっていることは、販売への影響が大きく死活問題である。規制するばかりではなく、吸う人、吸わない人が共存できるよう、たばこ税を使ってもっと喫煙できる場所を作るべきと考える。	
244	1	私達は、町の清掃活動や未成年喫煙防止対策に向けた活動を県、市、各自治体と一緒に取り組んでいる。また、たばこ販売を通じて市町村へ財政貢献をしているという自負がある。当面、国法を見守り、その後検討してはいかがか。たばこを吸える場所がどんどん少なくなっている事は、販売への影響が大きく死活問題だ。	
245	1	私達は街の清掃活動や未成年者喫煙防止対策に向けた活動を県、市町村各自治体と取り組んできている。また、たばこ販売を通じて、県や市町村へ財政貢献を行ってきた自負がある。たばこを吸える場所がどんどん少なくなっていることは、販売への影響が大きく死活問題だ、規制するばかりでなく、吸う人と吸わない人が共存できるように、県が喫煙所を作るべき。たばこ税も自治体の貴重な財源であり、規制を進めるだけの政策はどうかと思う。当面は国法を見守り、その後検討してはいかがか。	
246	1	急にオリンピックに向けて、特にたばこの害を騒がれるようになってきているのは、なんだかおかしい。マナーを守り、お互いにストレスの無いようにするのは分かるが、あまりにがんじがらめではないか。精神科等では、決してたばこは悪ではないようである。心にゆとりを持たせるための道具の一つであるようである。あまりに健康、健康と騒ぎすぎて、むしろストレスになる。条例には反対する。	
247	1	国は改正健康増進法を公布した。県で独自条例を検討されている。私は、昨年9月28日、販売協議会で県の課長さんとの意見聴取会に出席した。販売店は受動喫煙ゼロは必要と思っている。販売店は未成年者喫煙防止のため、年齢確認はもちろん、店頭では喫煙場所のぼり旗、灰皿を設置している。町の美化活動等もしている。県にはたばこ税80億円、財政に貢献している。現在、喫煙者は大人の3割程度だが、喫煙場所には困っている状態である。私は酒販店でもあり、取引店ではどうなるか悩んでいる。酒にはたばこが必要である。昔からたばこ販売だけでは経営は困難である。これ以上販売が減ると廃業が増える。販売店の品揃えが悪いのでコンビニに流れている。国法以上の県条例には反対である。	
248	1	県民の健康に影響が懸念される他の行為も存在する中、なぜたばこだけを悪者にして条例を作るのか。不公平だと思う。受動喫煙を防止することは、私達販売者も重要と考えている。受動喫煙防止は個々人が実態に即し、判断、実行すべきであり、行き過ぎた条例はやめていただきたい。もっと時間をかけて慎重に議論してほしい。	
249	1	条例制定に反対である。私は小売店の自営業者で喫煙者でもある。今回の条例は、喫煙者をいかに減らすか工夫されたものであるが、社会の多様性が求められている時代での喫煙者への排除であると思う。たばこについては、喫煙者と非喫煙者の共生が求められている。たばこにはたくさんの税金が課されているにも関わらず、たばこだけが特に悪者扱いされている。たばこ税の使用について、喫煙者の保護のためにも、いろんな施設に喫煙者のスペースを確保してくれるよう、希望している。特に、空港・駅など喫煙室の設置も認めないなど認められない。最後に、受動喫煙を理由に喫煙者を排除する論理は見逃すことは出来ない。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
250	1	たばこの販売をしている。条例によりたばこというものが悪く捉えられてしまうと、私達の存在自体が否定されているようである。反対である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
251	1	たばこ店に勤務している。お客様は喫煙場所が少なくなり、肩身の狭い思いをしているように見受けられる。加熱式たばこに切り替える等、周囲に迷惑をかけないよう、個々で考えている。これ以上、たばこを吸う事が「悪」であると捉えられてしまうような条例は必要ない。リラックスできるひとときをストレスに変えてしまっているように感じる。	
252	1	たばこ店はこれまで県の財政に多大な貢献をしていると自負と誇りを持ち、たばこ販売を行ってきた。たばこは悪と捉えられてしまうことを心配している。これ以上規制が厳しくなれば、店を閉めなくてはならない。小さな店である。規制は反対である。法以上の条例は絶対やめてください。	
253	1	たばこ店を経営している。条例によりたばこがこれ以上に「悪」と捉えられてしまうことを懸念している。お客様がますます「たばこを吸いづらくなる環境」への条例は反対である。	
254	1	たばこ店を経営している。条例によりたばこがこれ以上に「悪」と捉えられてしまうことを懸念している。販売店としては、町の清掃活動や未成年喫煙防止対策等に県、市、各自治体と一緒に取り組んでいる。また、たばこ販売を通じて市町村へ財政面で貢献をしているという自負がある。お客様がますます吸いづらくなる環境への条例は反対である。これ以上、いじめないでください。	
255	1	たばこ屋である。条例によって、これまで以上にたばこが「悪」と捉えられてしまうことを心配している。	
256	1	喫煙による害ばかり声高に叫ばれているが、その他の公害には無関心である。受動喫煙を考えるなら、たばこ税を使って分煙社会を考えるべきで、新たな条例には断固反対である。喫煙者が少なくなるとたばこ税も減る。その分税金として、はねかえってくるのでは。細々と生活している小売店をつぶすようなことはやめてください。	
257	1	健康づくりに重点をおく本県としては、国法の上にさらに規制範囲を広げ、非喫煙者（あるいは喫煙者自身）の健康を守りたいという考え方は理解できる。たばこを商う者ではあるが、やみくもに商売を守ってほしいというつもりもないし、世の流れとして喫煙に厳しくなる傾向であるのは承知している。ただ、現実にはたばこをこよなく愛する人達が減少しているとはいえ、まだまだ多数おり、確実に徴収できる、しかも地方にとっては決して小さいとはいえない財源の一つとして、たばこは販売され続けている。たばこの販売を全面禁止にするつもりがないのであれば、一気に規制を広げるよりは、まずこのたびの国法により、喫煙者の責任ある喫煙行動、マナー、分煙意識の向上を促し、喫煙者と非喫煙者の共存を無理なく段階的に目指すべきではないか。よって、県条例の制定は現時点では不要であると考えている。	
258	1	たばこ屋を営んでいる。私達たばこ店は県の財政に大いに貢献しているという自負がある。又忙しい中、皆で集い、美化活動にも励んでいる。国法以上の条例を作らなくても皆がマナーを守り住みよい町づくりを作っていくのが最善策ではないか。県独自条例制定には絶対反対である。禁煙より分煙を目指してください。	
259	1	年々喫煙率が低下し、たばこ消費本数が減少するなか、国の法律が決定され、ますます消費本数が減少することは明らかである。これに加えて、秋田県独自条例が制定されれば、さらなる喫煙機会の減少、結果として消費本数が急激に下降し、たばこ販売店経営にも大きな影響が出ることは明らかです。県は県民のために補償してください。出来なければ、分煙環境の整備に力を入れるべきで、独自規制は断固反対です。現在でも組合員が減少し、生協事業も手頃な掛金で万一の交通災害、火災害、生命で安心していますが不安になる。	
260	1	販売店である。規制だけではなく、分煙に力を入れて喫煙する人としめない人が共存できるようにするべきである。これでは、たばこ税が激減して市町村も税収が少なくなり困ると思う。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
261	1	私達、秋田県内のたばこ販売小売店は、たばこの販売で生活を守っている。組合員の中には、販売中止になったら自殺するしかないと言っている者もいる。私達も県民ですので、どうぞ見捨てないでください。必ずお頼み申し上げます。この正月に私用で東京に行き、帰りに東京駅の新幹線ホームにいた所、ホーム内に喫煙室があり、満席であった。愛煙家の方々は笑顔で安心感に溢れていた。出てきた方に感想を聞いてみると「気持ち良く、目が覚めた」とのことで、「もっと喫煙できる場所があると良いですね」と話していた。調べてみると、広くて乗降客の多い東京駅でさえ、喫煙所は10カ所程度しかなく、愛煙家は肩身の狭い思いを強いられている気がした。行政の皆様は住民の味方ですよね。人それぞれの好みがあり、人の好みを剥奪することはダメだと思うので、熟慮願う。東京都はじめ東京都知事は、喫煙に関して厳しい決断をせっせと行っていると思っていたが、その一方でしっかりとたばこ業界の分煙に対しての活動を認めて下さっているとのことであった。秋田県知事様、行政の皆様、どうか私達を助けてください。よろしく願います。全国自治体対象のたばこ税は、何百年もの歴史ある、憲法のもと法律で決められている税金である。秋田県内の各自治体の税額を公表していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
262	1	私はたばこ販売である。喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙をスローガンに活動している。現在は、喫煙者のマナーも格段により良くなり、国法に基づく取組を推進するべきで、県独自の条例を作るのは必要ない。	
263	1	改正健康増進法が制定されたばかりで、現段階ではその状況を見てから県の条例を作れば良いのではないかと考える。また、たばこ税収は、県の財政に大きな貢献をしていることも考え、県独自の条例によって喫煙率が更に低下し、税収も大幅に減少すると思われる。県の財政も苦しくなることも予想されるので、真剣に議論してもらいたい。	
264	1	最近では、紙巻きたばこから加熱式たばこに替えるなど、喫煙者の努力にも関わらず、県では先がけて条例を推進しようとするに反対するとともに、たばこ屋を営む弱小小売店として、これ以上商いが下降していくことに耐えられない。県、市として税収の減収にもなるのではないかと懸念している。	
265	1	受動喫煙を防止することは、私たち販売者も重要と考えている。しかし、慎重な議論を行って、行き過ぎた条例はやめてほしい。	
266	1	受動喫煙を防止することは、私たち販売者も重要と考えている。受動喫煙防止対策は、個人が実態に即し、判断、実行すべきであり、行き過ぎた条例はやめてください。	
267	1	たばこの煙ばかり毎度やり玉に上がるが、街中を走っているバスの真っ黒い排ガス（煙）の話は一向に出ない。未成年者がそれを毎日吸っていることを考えれば、たばこの条例よりもこちらの対策が先ではないかと考える。秋田県は立派なガイドラインがあるわけだから、それを見直せば良く、改めて条例を作る必要はない。たばこを吸う場所がどんどん少なくなっている等は販売への影響が大きく死活問題だ。規制することばかりでなく、喫煙する人としらない人が共存出来るように県が喫煙所を作るべき。たばこ税も納めているのに規制を進めるだけには反対である。秋田県は平成28年4月に秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインが施行されたばかりであり、改正法の公布に伴う見直しは必要だと思うが、新たな条例は必要ない。	
268	1	たばこ店を経営しているが、年々たばこを吸う人が少なくなっている。これ以上たばこを吸えなくなる環境への条例は反対である。	
269	1	たばこを販売している。これまで私たちは県、市町村へ財政貢献を行ってきたと自負している。受動喫煙防止対策というよりも、たばこ排除を目的としているように感じる。このような条例制定には反対する。	
270	1	友達の実家がたばこ屋さんである。たばこの販売に関わる人も秋田県民である。規制には反対である。	
271	1	販売店としては、町の清掃活動や未成年喫煙防止対策等に県、市、各自治体と一緒に取り組んでいる。また、たばこ販売を通じて市町村へ財政面で貢献をしているという自負がある。当面は国法を守り、数年後検討してほしいと思う。	
272	1	私達は街の清掃活動、未成年者喫煙防止対策に向けた活動を県市各市町村と取り組んできている。また、たばこ販売を通じて県市町村に財政貢献を行ってきたと自負がある。健康影響を考えることも必要だが、当面国法を見守り、その後検討してはどうか。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
273	1	たばこ店を営んでいる。メディア等により「受動喫煙の危険性」が広く認知され、公共施設はじめ飲食店等における喫煙規制が次第に厳しくなっていることは、十分承知している。電子たばこについては、健康に対する影響の調査が現在まで十分行われていないように思われる。この現状で一般たばこほとんど同等に規制されようとするのは納得できない。もっと、はっきりとした調査が行われた時に規制の方法を論じていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
274	1	私はたばこ販売を行っている者である。たばこ組合を通じ、年2回の美化活動、未成年喫煙防止等の活動にも取り組んでいる。たばこ税を納め、喫煙場所で吸っている優良な喫煙者と販売店をますます苦しめる、県独自の規制には反対である。	
275	1	飲食店を営んでいるが、分煙を徹底している。これ以上の規制は事業の運営が出来なくなる恐れがある。条例ありきで進めるのは無謀すぎではないか。	
276	3	受動喫煙防止に関する条例がない近隣県との境に位置する飲食店施設等においては、喫煙可能な店舗が存在する他県に顧客が流れ、売上に影響が出るどころか、廃業に追い込まれる事、死活問題である。県は事業者を潰す気なのか。その補填等は考えているのか。対策の検討もされていない条例には絶対に反対である。	
277	1	既存飲食店の特例欄について、すぐに対策が取れないことから特例となっている。何でも付け足せばいいというものではない。国法どおりの記載にすべきである。	
278	3	多くの事業者は貸店舗で営業しており、高い賃料を支払って日々営業している。また、自分の不動産で営業をしており、行政が必要以上に介入すべきではない。以上により、たばこを吸うお客様を逃がすことになり、県内の飲食店は甚大な経済被害を受けるため、一律過度な国法に上乗せした条例制定には反対である。	
279	2	施設管理者として、既に店頭表示や様々な分煙手法をとっているが、その取組は無視されるのか。お店ごとに顧客の喫煙率は異なる。店内の喫煙環境を喫煙、分煙、禁煙のどれにするか、従業員の有無に関わらず、事業者ごとに選択の自由を担保してほしい。また、例外措置が非常に限定的なため、条例が導入されると全面禁煙しか選択肢がなくなってしまう。既に喫煙室のある大手チェーン店にお客様が流れれば、安定した経営環境を奪われ、従業員、パート、アルバイトの確保が出来なくなれば、サービスの低下となり、飲食店業界をひとくくりにして条例で縛る、条例制定には強く反対である。	
280	3	家族経営の飲食店経営者である。アルバイトを雇うことができないため、忙しい時には、子どもにも家業の手伝いをしてもらっている。これも条例違反になるのか。国法以上の条例は断固反対する。	
281	2	喫煙環境、店内をどうするかは、事業者ごとに喫煙可否に関する選択の自由を担保してほしいと考える。社交飲食業を飲食店全般で一括りにされても困ることから、条例制定には強く反対である。	
282	2	社交飲食業では、風営法遵守の観点から、分煙を講じることが大変難しい。一律過度な条例が導入され喫煙室を設置せよと言われても、再度営業免許を申請しなければいけなくなることから、社交飲食業の商売存続に大きく影響を及ぼす。よって、条例制定には強く反対である。	
283	3	お客様が店舗を選択できる喫煙ルールの店頭表示や店内の分煙対策をしっかりと実施すれば、店舗の規模に関わらず、受動喫煙を防げるので喫煙室設置以外の分煙手法を認めるべき。(飲食店は官公庁、病院、学校等と違い、利用者が選択でき、自由に営業できる権利もあるはず)	
284	1	既存飲食店の特例欄についてこ、講ずべき対策の下段に記載のある「受動喫煙の防止に自主的に・・・」の文言を記載することにより、今後、県が禁煙化を強く進める特例なのだから、国法同様の記載で充分である。	
285	1	既存飲食店は、現在でも取り組める範囲で受動喫煙対策を行っている。県独自の条例は必要ない。	
286	1	秋田県には平成28年4月にガイドラインが施行されたばかりであり、改正健康増進法の公布に伴う見直しは必要だと思うが、新たな条例は必要ない。	
287	1	秋田県では国法を上回る県独自の条例が検討されているようだが、ある程度は認めるが、収入源がなくなり、生活が苦しくなる。断固反対である。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
288	1	各県で条例が検討されているようだが、混乱を招くだけ。国法のみで県条例はいらない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
289	1	喫煙できる場所が現在でも少ない。受動喫煙防止対策を推進することには賛成だが、国法でも厳しいのにこれ以上の規制をされれば、どこで吸えばいいのか。県独自の条例制定には反対。	
290	1	現在は喫煙者のマナーも格段に良くなり、未成年者の前で喫煙する人など見かけない。県独自の条例を制定するよりも、国法に基づく取組を推進すれば良いのではないかと。	
291	1	現時点で国法と条例でのダブルスタンダードは不要と考える。国法のどんな所がどのような理由で不足なのか、実施されてもいない段階では拙速と考えるので条例制定は不要と思う。ちなみに私はたばこは吸いませんし、たばこのにおいは好きではありません。	
292	4	国法以上に厳しい条例には反対である。	
293	1	国法以上に厳しい条例は必要ない。	
294	3	国法があって、秋田県にはガイドラインがあり、更に条例では県民が混乱する。秋田県には新たに条例は必要ない。	
295	2	国法が施行されていないのに対策が甘いとして、今の段階で条例を制定するのは違和感を覚える。国法施行後の状況を見てから条例等の検討を行うべきである。	
296	1	国法と条例が両方存在する、ダブルスタンダードは、県民だけではなく、秋田県を訪れる観光客等も混乱すると考えられることから、現段階で条例は必要ないと考える。	
297	1	国の法律と県条例が存在（中味が違う）すると、秋田県を訪れる観光客が混乱することになり、評判を落とす。国より厳しい条例は不要である。	
298	1	国法の施行後の状況も見ずに、施行前に県独自の条例を制定するということがどうか。国法の内容でも私たち県民は厳しくなったと考えている。これ以上の県条例は必要ない	
299	1	国法を上回る県独自の条例→大いに結構。たばこの売上が減少する→他の売り上げで補う。しかし、たばこ販売店や生産者の生活にも直結する事案なので、この条例は「喫煙マナー」に特化した条例とすべき。	
300	1	受動喫煙防止というのなら、新しい条例よりも今ある国法などを徹底させることの方が先だと考える。防止するだけなら、屋外喫煙所の設置で可能だと思われる。	
301	1	条例を作らなければ受動喫煙防止対策は進まないのか。健康増進法も改正されたことから、国法に基づく取組を推進することで十分ではないか。	
302	1	全国各地で条例が検討されているようだが、条例を作ることありきのように思える。国法が施行されてから、その状況を見てからでもいいのではないかと。	
303	1	正しい分煙に向けた知識と理解を心がけることで、国法と条例で規制は不必要である。	
304	1	まだ国法すら多くの県民がよく理解できていない中、県独自の条例を作るのは早すぎる。条例制定はしないでいただきたい。	
305	1	優先されるべきは、正しい分煙社会に向けた知識と理解の啓発であり、現時点で国法と条例でのダブルスタンダードは避けるべき。混乱は必至である。したがって規制は反対である。	
306	1	私はたばこを吸わないので、受動喫煙防止対策を推進することは賛成だが、国法でも厳しく、県には秋田県には「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」が施行されているので、見直しは必要だが、条例の制定等は必要ない。どうしても吸いたい人には吸わせるような事は許しても良いと思う。秋田県のたばこ税収は80億と聞いているが、それも考慮にいれるべきと思う。	
307	1	改正健康増進法が県民に浸透していない状況で条例を作るのは混乱を招くだけであり、条例制定は時期尚早と考える。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
308	1	改正健康増進法が公布されたばかりであり、その理解が十分に、県民にされていない中での県条例制定は時期尚早と考える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
309	1	改正健康増進法が公布されたばかりの状況で、県独自に条例を制定するのは無茶すぎる。当分の間、県独自の条例は必要ない。	
310	1	改正健康増進法の政令、省令が決まっていなく、内容が分からない中で、県条例を作るのは勇み足もいとこだと思う。国の施行を見てからでいいはず。	
311	1	改正健康増進法の政令、省令が決まっておらず、全容が見えないなかで、条例を制定するというのはいかかなものか。国法が施行され、その状況を見てからでも良いのではないか。	
312	1	改正健康増進法も色々な立場から様々な意見が出る中、ようやく成立したようである。更に厳しくする県条例など作らずに法による運用の状況をしばらく見たら良いのではないか。	
313	1	国の改正健康増進法が公布されたばかりで、県民の理解が十分に進まない中で条例を制定することは時期尚早と考える。さらに県が観光客の増加に注力している中で、国の法律と県の条例のダブルスタンダードの存在は、秋田県を訪れる観光客等が混乱することも考えられる。そういった観点からも現段階での条例制定は不要と考える。それよりも喫煙者と非喫煙者の双方にとって、より良い環境作り、仕組み作りには今は取り組むべきと考える。	
314	1	国の改正健康増進法でも厳しい内容であるのに、県条例は更に厳しい内容である。受動喫煙防止というよりも「屋内も屋外も吸う場所をなくし、喫煙者を排除する」が目的のように見える。このような条例には反対する。敷地内禁煙（喫煙場所設置不可）について、敷地内禁煙が受動喫煙防止対策なのか、科学的知見から大いに疑問であるが、国で決まったことなのでそこは譲るとしても、喫煙場所設置不可には反対である。喫煙場所を設けないことで、敷地外の喫煙が増える、路上喫煙が増える、ポイ捨てが増えるなど新たな問題が生じると思う。きちんと喫煙場所を設置し、分煙を図るべきである。また、喫煙場所設置には「たばこ税」を活用し、設置費用の助成を行うべきである。	
315	1	受動喫煙を防止するのは重要ですが、改正健康増進法が政令、省令がまだ決まっていなので時間をかけて慎重に議論してほしい。	
316	1	新聞報道された、県が受動喫煙防止条例の制定に向けた基本方針は、県民に向け理解浸透させることが先ではないか。国法の理解を行っていない現状では、新しい県条例は必要なく、順番が逆ではないか。受動喫煙ゼロの推進を宣言し、受動喫煙による健康影響を防止するための環境づくりとは禁煙規制ではなく、分煙環境を整備することではないか。内容と取り組む方法が宣言と異なる規制は行うべきでなく考え方には反対である。改正健康増進法が公布されたばかりであり、理解がまだ十分に県民にしていない中での県条例制定は時期尚早と考える。同法の施行後の状況も見ずに施行前に県独自の条例を制定するという事はどういうことなのか。同法でも私達県民は大変厳しくなった。これ以上の県条例は必要ない。施設毎に禁煙、喫煙等の表示を徹底すれば良いではないか。社会全体で取り組む課題と認識しており、県独自の条例による規制ではなく、飲食業界、たばこ業界等が一体に徹底した分煙対策やマナー啓発活動などにより状況は十分改善できると考えられる。秋田県のたばこ税収は80億と聞いている。耕作者や販売店が努力して納めたお金は県の財政に寄与しているものである。たばこ販売店、耕作農家は厳しい経営努力を重ねるものの、県条例制定になれば、店の廃業や耕作農家の収入源が無くなる等、今後の生活を大変心配する。県はこれらの収入補償を考えているのか。疑問である。国法を遵守するだけでも生活不安であり、更に追い打ちをかけるような条例に断固反対する。	
317	1	全国各地で条例が検討されているようだが、条例を作ることありきで、先を争っているようにしか見えない。秋田県に条例は必要ない。改正健康増進法が県民に浸透していない状況で条例を作るのは混乱を招くだけであり、条例制定は時期が早いと考える。	
318	1	まずは、改正健康増進法を県民に浸透させるべきである。法施行後の状況を見て条例等を検討しても遅くはない。	
319	1	まずは、改正健康増進法を県民に理解、浸透させる事が先ではないか。県は国法を確実に実行させる事に主眼をおき、取り組むべきと強く思う。よって、国法の理解浸透が行っていない現状では、新しい条例は必要なし。順番が逆。	
320	1	私はたばこを吸わないが、昔と違って今は喫煙者のマナーも格段に向上している。あえて、改正健康増進法以上の条例を作る必要はない。	
321	1	私は非喫煙者ですが、今回、国の改正健康増進法が県民に理解されないまま、国より厳しい県条例は県民、特に商工業者が混乱する。新条例は必要ない。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
322	1	たばこは、明治の専売制度制定以来、国民の嗜好品として大衆に愛されてきた。また、たばこ消費税は、県、市町村への財源として大きく貢献している。私は愛煙家ではないが、なぜ、たばこがやっつけられるのか、大変不満を感じる。秋田県は人口減がますます加速化されている現状であり、国の改正法に過剰に反応しているのではないかと。愛煙家を理解した柔軟な受動喫煙防止対策をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
323	1	私は非喫煙者である。今回、改正健康増進法より厳しい県条例は必要ないと思う。喫煙者の払っているたばこ代の半分以上は税金で、県や市町村に交付金として財源になっているはずである。喫煙する場所がなくなると交付金も減り、財源が減るからである。受動喫煙のない世の中に絶対しなければいけないが、まずは国の改正法からスタートしましょう。	
324	2	2020年オリパラ開催に合わせた健康増進法の改正が行われたが、秋田県はオリパラの会場はないので、東京都のような更に厳しくする条例は必要ないと思う。	
325	1	受動喫煙ゼロの推進を宣言し、受動喫煙による健康影響を防止するための環境づくりとは、禁煙規制ではなく、分煙環境を整備することではないか。宣言している内容と取組が異なる規制は行うべきではない。よってこの考え方には反対である。2020年オリパラ開催に合わせた健康増進法の改正が行われたが、秋田県はオリパラの会場はないので、東京都のような更に厳しくする条例は必要ない。	
326	1	喫煙者である。オリンピック開催を視野に入れずとも、喫煙者は受動喫煙に十分配慮が必要だと考えるし、マナーにも細心の注意を払う必要があると思う。ですが、健康影響は、発症イコール受動喫煙という因果関係はいささか不透明に感じる。個別の体質、環境汚染、本県においては食生活もリスクの一因のほずである。また、昨今、飲酒による迷惑や犯罪も受動喫煙以上に問題がある。同じ依存性がある嗜好品なのに、飲酒の規制が極めて困難だからと、受動喫煙ばかりに特化するのには安易かと思う。とりわけ、秋田県は人口流出の問題もある。健康面に関しては因果関係データ不完全、喫煙以外の迷惑な嗜好は棚上げ、人口の流出が激しいのに更なる住みにくさへの追い打ち。いち早く条例を打ち出した東京都に安易に便乗するより、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整えることから始めるのが、順序というものではないか。	
327	1	秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインに基づき、どうしても見直す必要がある部分の修正でよろしいのではないかと。規制、条例だけで言葉だけで抑えつけるのではなく、要は、分煙環境を整え、喫煙者の良識、マナーを促すことに尽きると思う。行政は、もっと心を太く、親身に事に当たってほしいと要望する。	
328	1	秋田県には「県受動喫煙防止対策ガイドライン」が施行されたばかりで見直しは急がなくても良い。喫煙者は多額の税金を支払っているのだから、もう少しまわり（歩行者等）に迷惑がかからない場所を設け、生産者、販売者も共存できるようにならないものか。	
329	1	秋田県にはガイドラインがあるのだから、新たに条例を作るのではなく、必要に応じて、ガイドラインの内容を修正して取り組むべきである。	
330	1	ガイドラインを検討する際も条例制定の議論があったが、秋田県はガイドラインとした。何故また条例なのか。ご苦労されて作ったガイドラインが台無しである。ガイドラインを見直しすれば良いのではないかと。条例は必要ない。	
331	1	従来よりも喫煙者のマナーは向上していると感じている。秋田県にはガイドラインがあるので、更に条例は必要ない。	
332	1	たばこの煙ばかりが毎度やり玉に上がるが、街中を走っている真黒い排ガス（煙）の話は一向に出ない。未成年者がそれを毎日吸っていることを考えれば、たばこの条例よりもこちらの対策が先ではないかと考える。秋田県は立派なガイドラインがあるわけだから、それを見直せば良く、改めて条例を作る必要はない。	
333	1	分煙で十分ではないかと思う。規制の必要はないと思う。マナーのガイドラインを見直し、良くすることで条例までの必要ない。	
334	1	私は、昭和6年3月生まれで喫煙は60年以上で今まで一度も入院したこと無し。子ども3人、孫6人ともに健康体です。歯も27本。どうしてこれでたばこが体に悪いと言えますか？酒もたばこも言うなら必要悪です。パチンコもそうです。国に先がけて条例など先走ったことをいうのですか。県や県知事はもっともっと重大な少子化対策等に力をいれるべきと思う。時代に流れに抗すべきことも難しいことですが、条例を作るのではなく、必要に応じてガイドラインの内容を修正して取り組むべきである。	
335	1	私は喫煙者である。私の周りにも多数の喫煙者がいる。昔と違い、今は喫煙者のマナーも良くなり、未成年者・非喫煙者のそばでは吸わないように心がけている。根底にあるのは厚労省の受動喫煙対策でしょうが、秋田県には「ガイドライン」がある。条例の制定をしなくても、ガイドラインの運用を見直してはどうか。このままでは「たばこを吸うな」と言われているのと同じである。また、減少はしているが、たばこ屋、葉たばこ生産農家等生活の糧にしている人も数多くいる。この方々の生活は今後どうなるか。条例制定に関しては、今一度冷静にお考えください。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
336	1	悪影響を与えているのは、受動喫煙の問題だけではない。たばこを吸う人、吸わない人、その人、その人の体質や偏った食生活、運動不足が要因と思う。それもたばこが悪者で、条例で規制しなければ「健康寿命日本一」は、たばこだけの規制であり、たばこ販売店や耕作農家に対するいじめと考える。独自条例は反対である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
337	1	喫煙者である。肩身の狭い思いをしつつ、高い税金を払って、たばこを吸っている。今回の条例について、受動喫煙防止対策というよりも、全ての場所でたばこを吸うことが出来なくなることを目的としているようにしか見えない。このような条例制定には反対する。	
338	1	喫煙は、そもそも法で認められたものであり、販売店としては、国、県などに多大な財政貢献をもたらしている。たばこ規制に偏った過度な規制には断固反対する。たばこに特化して健康問題を考えるべきではなく、公平な対応を求める。	
339	1	健康寿命日本一に悪影響を与えているのは、受動喫煙の問題だけではない。偏った食生活、運動不足、経済格差によるストレス等、大きな要因が多数あるなか、この条例はたばこだけの規制であり、たばこ販売店や耕作農家に対するイジメと考える。施設ごとに禁煙、喫煙等の表示を徹底すれば良いことであり、条例までは必要ないと考える。	
340	1	敷地内禁煙について、すでに敷地内禁煙の施設は仕方がないが、現在敷地内に喫煙施設を設けている施設にまで強制的に施設内禁煙とするのは無理がある。強制ではなく、施設の運営者の判断にまかせるべき。飲食店においては、店頭喫煙可、不可のステッカー等を掲示する等、利用者の判断にまかせるべきである。たばこは、違法薬物とは違い、国が認めている大人の嗜好品である。	
341	1	受動喫煙を防止することは重要だと理解している。年々たばこを吸うことが悪という考えが進行しているが、喫煙者、非喫煙者、販売店、生産者等のことを、国、県は真剣に考えて、法律、条例等を決めてもらいたい。	
342	1	たばこの煙ばかり毎度やり玉に上がるが街中を走る自動車の排ガス（煙）の方が健康に害があるのではと思う。喫煙歴60年になるが医者が言う程、害が大とは思えない。健康増進法の中味を十分理解させる方が先で条例ばかり作る必要はない。	
343	1	私の職場は敷地内全面禁煙となっており、私ども喫煙者にとっては非常に辛い状況となっている。そんな中で数少ない喫煙場所である居酒屋やスナックでもたばこが吸えなくなるようであれば、私達は本当に安らぐ場所が無くなるに等しいと考える。受動喫煙防止対策を推進する必要性は認めているが、上記のようなことも想定される、国の法律を上回る県条例制定には反対である。	
344	1	こういう仕事をしましたという表面的な内容のために、たばこが取り上げられている感じがする。たばこを吸う、吸わないは個人の自由なはずなのに、たばこを吸う＝だめな人間という図式が出来ている。分煙をすればそれで良いのではないか。	
345	1	受動喫煙ゼロの推進を宣言し、受動喫煙による健康影響を防止するための環境づくりとは、禁煙規制ではなく、分煙環境を整備することではないか。宣言している内容と取組が異なる規制は行うべきではない。よって、この考え方には反対である。	
346	1	受動喫煙による悪影響を防止するためには、まずきちんとした分煙環境を整備することから始めるべきだと思う。段階的に推進すべきだと思うので、現状では規制反対である。	
347	1	受動喫煙を防止することには賛成だが、過度なたばこへの規制には断固反対する。たばこは、合法的な大人の嗜好品であり、分煙により共存してくのが望ましい。	
348	1	受動喫煙を防止することには賛成だが、受動喫煙防止対策については、各事業者や施設管理者が判断、実行することではないか。条例による強制的な規制ではなく、啓発活動で周知し、また、分煙環境を整備することだと思う。したがって規制には反対である。	
349	1	受動喫煙を防止することは重要であるとは思いますが「受動喫煙ゼロ」の推進を宣言し、受動喫煙の健康影響を防止するための環境づくりは、禁煙規制ではなく、必要な場所に喫煙専用室等を設置し分煙環境を整備することではないか。	
350	1	たばこだけが受動喫煙で騒がれるのはおかしい。排ガスや台所で発生する油煙等もある。たばこは嗜好品であり、たばこだけを悪者にはいけないと思う。葉たばこ生産農家、販売店と生活をかけた人々もいる。分煙場所を設け、共存していくべきと思う。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
351	1	たばこという嗜好品をこよなく愛する者である。昨今の異常とも思える喫煙を悪とみなす風潮を非常に危惧している。国や自治体は声高く主張する人達が絶対多数あるとして、声なき喫煙者の声を無視し続け、ついには喫煙という行為は悪であるという一つの価値観でしかないものを法律や条例で人々に強制しようとしている。健康のためなら、死んでもいいというジョークを地でいくかの如く、今回検討している県の条例は国の指針（これもひどい内容だが）に、さらに上乘せして健康増進法に名を借りた禁煙法ともいうべき、ひどい内容である。こんな一方的な条例が制定されていいはずがない。極めて、個人的な喫煙という行為、合法的に販売されているたばこ、という一商品をこれほどまでに貶める権利は、国や自治体にはないはずである。多分、私のこの意見に対して、テレビCMで盛んに流されている他人の煙を吸わない、吸わせないというキャッチコピーのごとく、「受動喫煙」すなわち、たばこの煙は自分だけではなく、他人にも健康被害を及ぼす問題があるというのだろう。しかし、受動喫煙が建物内はしようがないとしても、敷地内の全面禁煙、屋外の喫煙所の撤去になるのか。喫煙所があれば、喫煙者はありがたい。吸わない人は喫煙所に近づかなければいい話である。屋外の大気の中で受動喫煙の危険があるとは思えない。受動喫煙と全く関係ないことが、受動喫煙防止の名のもとに条例に取り込まれている。まして、駅、空港の喫煙専用室設置不可なんて、最初はジョークかと思ったほどである。飲食店の条例案もこの例に漏れない。要は誰も困っていないのである。現状、たばこについて問題があれば、経営者が判断して禁煙、分煙にすれば良く、従業員もいやなら店を辞めれば済む話である。それにより客足が増減するのは当然のことである。ある意味、今回の条例案は、余計なおせっかい以外の何ものでもない。お上が口を出すことではない。このように、今回の条例案は内容に非常に問題があって県民の賛同を得られるものとは思われない。ぜひ再検討をお願いしたいものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
352	1	分煙をしっかりとし、喫煙所をはっきり表示することを徹底すればいい。県の条例は必要ない。ましてや加熱式たばこも規制することはない。	
353	1	受動喫煙ゼロの推進を宣言し、受動喫煙による健康影響を防止するための環境づくりは、禁煙規制ではなく、分煙環境を整備することではないか。宣言している内容と取組が異なる規制は行うべきではない。よってこの考え方には反対である	
354	1	喫煙する人がマナーを守れば条例など必要ないと思う。	
355	1	現在は喫煙マナーも格段に良くなり、県独自の条例を制定するよりも国の方に基づく取組を推進すれば良い。新たに県に条例を作る必要はない。	
356	1	公共の場所においては、喫煙場所さえ設置できないというのはどうしてか。受動喫煙防止対策というより、たばこ排除にしか思えない。たばこを吸う方、吸われない方、どちらにも人権がある。一方的な差別扱いは容認できない。マナーを訴え、分煙を促進する方向に持って行くのが、公共の立場ではないか。健康に悪いというなら、排ガス、油煙、まだまだたくさん、たばこを吸われない方は車にも乗りませんか、粉じんや、油煙の出す場所に行かれませんか。条例を作ることで秋田県がほめられますか、住みよい街と言えますか。行き過ぎた条例は断固反対である。	
357	1	国民は、いかなる状況にあらうが平等でなければいけない。健常者はもちろん、障害者、大人、子ども、男、女、若者、老人においても、状態に応じて対応してあげなければいけない。今回の受動喫煙防止対策は大いに賛同するが、大げさに問題視しなければいけないのか、理解できかねる。マナーの普及と分煙で済むことでしょう。偏見は、いらぬ誤解や問題を起しかねない。人間は一般に何かに寄り添って生きている、それが趣味、嗜好であったりする場合が多いのである。あまりに罪悪感に押し込めることもない。喫煙者、非喫煙者の両者の立場にたって憲法の「個人の自由」の理念に基づいて平等に個人を尊重した対応を期待したいものである。今までの財政、依存の原点に立ち、何であったかのか反省が必要だと思う。	
358	1	最近の喫煙者はマナーを良く守っているように感じるので、規制をせず、今のままで良いと思うので、県独自の条例には反対である。	
359	1	受動喫煙防止対策ではなく、喫煙場所をなくす施策と感じる。少数のマナーを守れない人達が存在することは確かだが、大多数はマナーを守って喫煙している。しかしながら、その反動で、家庭でのマナーがおざなりになっている愛煙家も多いように思う。今以上の締め付けは無意味であり、いじめではないか。	
360	1	たばこを吸う人も酒やお茶、コーヒー、嗜好品を好む人を「条例」で縛るのはおかしい。共にマナーと思い、〇〇（判読不可）暮らしていくことである。受動喫煙との因果関係の基準が分からない。どのくらいのスペースの中で、たばこの吸った煙がどのように影響しているか示す数値は出ていない。例）東京ドームの一塁側で喫煙した煙が三塁側の人にどれだけ影響があるのか示すことが出来るのか教えてほしい。※喫煙者が減少しているのに肺がん患者が増大している因果関係。一例として車の台数の増加と肺がん患者が一到しているグラフがある。たばこ車と人が住みやすい街に「条例」ではなく、心の地域、国造りに。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
361	1	たばこを吸われる方はストレス解消、嗜好品として必要なことである。周りの人を見てマナーは必要である。しかし、行き過ぎたやり方は吸う人が少なくなり、反論できない。また喫煙している人が、弱者の場合もあり、必ずしもそれぞれが意見を言える人ではない場合もある。何もかもががんじがらめの社会は危険ではないか。たばこ税でそれぞれ県や市町村もうるおっていることを忘れてはならないだろう。少数派をたたきだけでは解決しない。条例は反対である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
362	1	都会よりも人口密度が低いため、他人に与える健康被害のリスクが少ないと考える。国よりも厳しい条例を作ろうとしていることは、納得がいかない。秋田県には膨大なたばこ交付税が入っている。県内各市町村でもかなりの恩恵を受けている。大きな収入源があるのに、たばこの存在を毛嫌いするのはいかがなものか。吸う側もルールやマナーを守りながら、肩身の狭い思いをしている。そのあたりを再度考慮していただきたい。	
363	1	皆、マナーを守って喫煙している。条例なんか作って、これ以上たばこが吸える場所を減らさないでほしい。	
364	1	私はたばこを吸いませんが、今は昔と違って喫煙者のマナーも向上している。条例なんて作るようなことはしない方がいい。	
365	1	条例を制定すれば喫煙問題が解決するのか。喫煙者と非喫煙者が共存できる吸える場所を増やせば良い。喫煙は個人の責任。耕作農家、販売店のことも考えるべきと思う。無理な条例はすべきではない。もっと話し合え。	
366	1	条例を制定すれば受動喫煙問題が解決するのか、疑問である。目的を達成するために必要なのは、条例制定で喫煙者を締め出すことではなく、喫煙者と非喫煙者が共存できる仕組みを作ることだと思う。	
367	1	たばこを規制するばかりではなく、喫煙する人としらない人が共存できるようにすべきである。このような規制は、たばこ販売店や耕作農家に対するいじめのようなもの。あまりに過剰な規制は間違っていると思う。	
368	1	たばこを吸える場所がどんどん少なくなっていることは、販売への影響が大きい。規制をするばかりでなく、喫煙する人としらない人が共存できるように、県が喫煙所を作るべきなのは。たばこ税も納めているのに、規制を進めるだけの政策には反対である。	
369	1	たばこを吸える場所がどんどん少なくなっている事は販売への影響が大きく死活問題である。規制をするばかりでなく、喫煙する人としらない人が共存できるように県が喫煙所を作るべきだ。たばこ税も納めているのに、規制を進めるだけの政策には大反対。たばこ税も町内に入っているのに、厳しすぎる政策だ。	
370	1	今日、たばこ、喫煙と言えば見るだけでも毛嫌いするおかしな状態である。日本が国際捕鯨委員会からの脱退を決めた。「商業捕鯨への反対は、もはや感情論であり・・・」と同じようにたばこも、どれほどニコチン、タールを少なくしても病気の原因になるのだと言う。感情論であり、少しだけの喫煙、受動喫煙など、さほど健康を害さなくても寿命を縮めるのだと言う。そもそも秋田での健康寿命が喫煙によって縮むのか。認知症になれば健康とは言えず、また、アルコール中毒でもだめであろう。多量の喫煙は寿命を縮めるのかもしれない。しかし「一服」という言葉が意味する仕事途中で少しだけ体を休める時間を持ち、気分転換する。芸術家の多くは喫煙によって「一服」し、瞑想したのである。今日、長寿のために瞑想する時間を持ちましょうと言われてますね。アルコール、飲酒によるトラブルは日常茶飯事、しかし飲酒もまた、心を休めるために使われている。喫煙を禁止するのであれば、同じくアルコールにももっと税金を課し、同じく禁止せねばならない。そうでなければ、たばこ、喫煙だけを悪くいう道理が成り立たない。「おつむ」の悪い人でもお分かりであろう。	
371	1	受動喫煙防止対策は、各店舗ですでに実施しており、これ以上の規制は必要ない。県で新たに条例を作ることには反対する。現在、喫煙者は気を使って喫煙しており、ただでさえ高いたばこ税を支払っている。	
372	1	受動喫煙を防止することは重要だが、押し付けで行うことによって、現在減ってきた自殺率の増加が増えなければ良いが。どこでもの全面禁煙は考え直してください。今は、次世代の加熱式たばこの登場で、副流煙はかなり減ると思われるので、もう少しゆとりを持って良いのでは。たばこの喫煙場所については、秋田市だけでも良いので、アンケートを取ることを望む。たばこ税についてもアンケートを望む。一方的ではなく。	
373	1	たばこは、国の税金を助け、日本人の暮らしを守り、経済力の力となっており、過度のたばこへの規制は断固反対する。	
374	1	たばこはほとんどが国の税収である。それが市町村に配分されて潤っている。秋田県はそれをいらぬと言うのか。疑問である。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
375	1	確かにたばこは身体に悪いとなっているが、所定の場所で吸う事までもダメとならないと思う。昔から吸っている人達、家族、周りの人達も長生きしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
376	1	たばこが害がないとは言えませんが、害があるのはたばこだけか。ファストフード、砂糖たっぷりの飲料、周りを見るとたくさんの健康に害があるのが多い。なぜたばこだけが悪く言われるのか不思議である。過度な規制は、たばこだけなのか。	
377	1	たばこは吸わない人にとっては体に害のあるもの、においが気になる等、悪いイメージがある。もちろん、受動喫煙は体に悪影響を及ぼすものなので、喫煙者は非喫煙者を気遣い、モラルのある行動をすべきと考える。現在はアイコス、グロー等の電子たばこが流通しているため、見直しは必要と思うが、新たに条例を設ける必要はない。	
378	1	たばこを吸う人は悪のような感じがするこの頃である。吸える場所もどんどん少なくなった。県が喫煙所を作るべきではないか。近頃は運動不足や偏った食生活が不健康の要因であり、たばこだけが悪いのではないと思う。	
379	1	葉たばこは体に悪というイメージを叫ばれているが、私の通院している病院の先生でもたばこを吸っていますよ。ストレスをためないための息抜きだそうである。また、90歳になるおじいちゃんでもご飯を食べるのも腹八分目、たばこも一息の息抜き、おいしいものだと嬉しそうに話してくれた。良い葉を作って俺たち年寄りを楽しい生活をさせてくれというおじいちゃん、いっぱいいる。まして、耕作者の方が体を悪くしないようにと励ましてくれる。そのため、市でも県でも、もう少しさかえるのではないかと〇〇(判読不可)、応援をもらった。	
380	1	私はたばこを吸わないが、加熱式たばこに変えただけでも、ほとんど煙は気にならなくなった。今まで普通にたばこを吸ってきた人たちが、次から次へと条例が改定され、制限され続けるのはどうかと思う。健康のためということはあるが、喫煙者にも何か工夫をするべきではないか。また、吸えなくなることは喫煙者にとってもストレスを与えかねない。喫煙スペースが設けられているだけでも、吸わない方から見るとありがたいことだと思うので、そこまで厳しくしなくても良いのでは。	
381	1	喫煙に協力し、健康になりましょう。	
382	1	煙として分かりやすい分、規制が厳しくなっている状態だと思う。たばこががんなど病気の関連性は必ずしも確定したものではないと言われている。このような状態で規制が進めば、本来規制が必要な部分のものが、後まわしになる事態が生まれる。私が気にしているのは、一般家庭用の除雪機である。機械の後を排気ガスを吸うような具合で歩くことになっている。このような機械こそ、規制が必要なのではないか。	
383	1	県独自の条例は反対	
384	1	今年から国でも受動喫煙防止条例が施行されるのに、秋田県独自条例は必要ない。喫煙者に対する配慮が全くない。再考を求める。	
385	1	この内容では、たばこを吸うなどと言っているのと同じである。条例を後ろ盾にして喫煙自体を排除したいのであれば、受動喫煙防止という本来目的と異なることから条例制定は不要である。	
386	1	施設毎に禁煙・喫煙などの表示を徹底すれば良いのではないかと。条例までは必要ない。	
387	1	受動喫煙防止対策というより、「屋内も屋外も吸う場所をなくす、たばこ排除」を目的としているようにしか見えない。条例なんか作って、これ以上、たばこが吸える場所を減らさないでください。	
388	3	受動喫煙防止対策というよりも、「屋内、外も吸う場所をなくするたばこ排除」の目的としか思われないので反対する。	
389	1	受動喫煙を防止することは色々と考えている。受動喫煙防止対策は、個人の実態に即し判断、実行すべきであり、吸いづらくなる行き過ぎた条例はやめていただきたい。	
390	2	受動喫煙を防止することは重要だが、受動喫煙防止対策については、各事業者や施設管理者が実態に即し、判断、実行すべきであり、条例による強制的な規制によるべきものではなく、啓発活動で周知すれば十分に効果があるので条例によるのは不要である。県は条例化ありきで進めているのか。もっと時間を掛けて慎重に議論してほしい。	

番号	意見数 (件)	意見の概要	意見の主な趣旨に対する 「県の考え方・対応」
391	1	受動喫煙を防止することは必要だが、受動喫煙防止対策については、各事業者や施設管理者が実態を見て、判断、実行すべきであり、条例により強制的に規制するものではない。啓発活動で周知すれば良いではないか。消費する喫煙者の多くの意見を聞いてから考え、もっと時間をかけて議論してほしい。規制には反対である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこが健康に与える影響については、科学的に明らかとされており、がんや心疾患、脳血管疾患の死亡率の高い本県においては、県民の健康を守るため、健康政策としてその影響を防ぐ対策が必要であると考えています。</li> <li>・受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するものであり、たばこの耕作やたばこ販売、喫煙そのものについて、否定するものではありません。</li> <li>・たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこに関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等があります。健康で働き続けることによる経済効果も重視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
392	1	推進委員会の議事録を見たが、最初から条例ありきで議論が進められているように感じた。なぜ、条例でなければダメなのか。誰かに条例を作れと言われているのか。条例を作ることに絶対反対である。	
393	1	全国各地で条例が検討されているようだが、条例を作ることありきで先を争っているようにしか見えない。秋田県に条例はいらない。	
394	1	ありません	